

○沖繩県より、昨年の十二月に策定された沖繩振興開発計画について説明を聴取いたしました。本振興開発計画は、沖繩が本土復帰を遂げた時点において、長期的、総合的観点に立つて将来の展望を行ない、県民の意向を反映しつつ、今後の沖繩振興開発の方向をきき方向等を明らかにしたもので、沖繩振興特別措置法に基づいて策定された計画であり、計画期間は昭和四十七年から同五十六年度までの十年計画であります。

本振興開発計画の説明聴取後、派遣委員及び説明者の間において、新全総計画と本振興開発計画との関係、基地依存経済からの脱却の現状、自然環境の保全と工業誘致の基本方針、約八千ヘクタールに及ぶ海岸線の土地買収占めと地価の上昇、乱開発防止のための土地利用規制及びこれらの問題と国総法案との関連、本振興計画と財源措置、国の出先機関である沖繩総合事務局と県との協調、その他海洋博覧会関連工事の建設、軍用地の地代、米軍基地返還と地の教育施設への利用等について、熱心な質疑と答弁がかわされたのであります。次いで、沖繩県における都市計画及び住宅建設について説明を聴取いたしました。

続いて同日午後、石嶺及び大名住宅団地の建設状況を視察した後、平安座島周辺の石油備蓄基地及び石油精製工場を視察、関係会社から公害防止対策、埋め立て計画等について説明を聴取しました。次いで沖繩縦貫道路について日本道路公団より用地買収の進捗状況等の説明を受けたのであります。

以上が沖繩調査の概要であります。基地依存経済からの脱却、過疎県としないための第二次産業の振興と沖繩が持つ自然環境の保全との調整をどのように行なうか、また、土地の利用規制等々の問題について、本委員会の今後の審査の参考になることと多かろうと思っております。

最後に、今回の調査にあたり、関係方面から本委員派遣に対して御協力を賜りましたことを深く感謝し、御報告といたす次第であります。(拍手)

○天野(光)委員長代理 これにて派遣委員の報告は終わりました。

「天野(光)委員長代理退席、委員長着席」

○服部委員長 次に、内閣提出、工業再配置・産地転移促進法の一部を改正する法律案、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案、国土総合開発法案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。瀬崎博義君。

○瀬崎委員 私は質問に先立って、共産党の国土政策の基本的立場と質問の観点を明らかにしておきたいと思っております。

われわれはまず第一に、公害、災害から国民が守られ、美しい自然が守られる、住みよい国土をつくり出す。第二には、各地域の長所を生かす経済、文化のつり合いのとれた発展、都市と農村との格差の縮小を進める。第三には、ほんとうの意味での無公害産業、無公害都市へ着実に近づいていくことが国土政策の基本的課題と考えてまいりました。したがって、計画内容はこれらを課題とした総合的なものでなければならず、計画づくりとその実行は民主主義の原則に基づいて進められるべきだと考えるわけでありまして、すなわち、第一に、少数の巨大企業が資本力をもつて、住民の利益を食い荒らしている事実に対して、住民の利益を守る立場からきびしく規制する制度を打ち立てる。

第二に、地域発展の計画は作成段階から必ず住民代表が参加し、広範な住民の意向がくみ尽くされるようにし、地方議会の承認を得て決定することや、全国的な計画は下からの民主的積み上げによること。

第三に、事業主体としては地方自治体が開発に大きな役割をになうようにすることが、計画づくり、計画実行の原則だと考えているものであります。

こういう立場から、共産党は歴代自民党政府がとり続けてきた高度成長政策、旧全総、新全総、列島改造論に一貫して反対してきました。高度成長をささえるための一連の法律であった新産都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法、工業再配置法、琵琶湖総合開発特別措置法などにも反対をしてきたわけでありまして、今日の事態は、残念ながらわれわれの批判の正しさを証明していると思っております。大企業は六〇年代の十年間、毎年一五・二％という世界にも例を見ない設備投資の伸びを続け、ばく大な利潤を国民から吸い上げる一方、圧倒的多数の国民には公害、交通事故、災害、物価高騰、衣食住すべてにわたって苦しみを与えるはめになってきているのです。いま提案されている新国総法案が結局現行法の延長線上のもの、高度成長路線に沿った国土政策である点で、多くの国民がこの法案に現在の矛盾の解決を期待していないし、列島改造基本法案などとあだ名されていることがよくその本質をついていてと思います。特に附則第三条では新全総計画が当分のまま生かされていくと定められていることからも、新国総法案が現国総法の危険な遺産を引き継いでいるといわなければなりません。政府もみずから、新国総法案提案理由説明の中では「六〇年代における貴重な経験と教訓を踏まえ」と述べております。今日までの高度成長政策がもたらした事実を正しく科学的な評価を下すことによつて、新しく提案された国総法案が過去のあやまちを繰り返さない保証を備えたものであるかどうかを明らかにしていきたいと思っております。

そこで最初に過密過疎の問題です。旧全国総合開発計画では、国民所得倍増計画に即し、都市の過大化の防止と地域格差の縮小を配慮しながら、「資本、労働、技術等諸資源の適切な地域配分を通じて、地域間の均衡ある発展をはかることを目標とする」というわけ、わが国経済発展の機動力である工業の既往の配置が、過大都市問題と地域格差問題の発生に大きな役割を演じたといえる。したがって、都市の過大化を防止し、地域

格差を縮小するためには、まず工業の分散をはかることが必要である」との基本構想に基づいて総合計画を立てております。また新産都市建設促進法でも、その目的を「大都市における人口及び産業の過度の集中を防止し」と定めているのであります。また、さて現実の人口動態はどう変化をしてきたのか、お聞きをしたいと思います。三十五年以後今日までの期間において、まず第一に、新産都市指定地区十五及び工業整備特別地域六地域の人口が、それを持つ都道府県人口に占める割合の推移、第二に、同じく新産都市十五地区と工特別地域六地域を持つ二十四道府県人口の全国人口に対する割合の推移、第三に、三大都市圏の人口の推移、これについて答弁をいただきたいと思っております。

○下河辺政府委員 お答えいたします。

新産都市の人口の推移でございますが、新産都市の昭和三十五年の人口は約百万人であつたと思ひますが、これが昭和四十年、百万人、四十五年百万人、四十八年、これは国勢調査ではございませんで人口調査でございますが、約百万人でございますので、全県に占めます新産都市の人口のシェアといひますか、比率は、三十五年は三二・七％、四十年には三四・五％、四十五年には三六・五％、四十八年には三七・三％になつております。

それから工業整備特別地域につきましまして、昭和三十五年の工業整備特別地域内の全人口が三百五十一万人でございますが、これが四十年には三百七十三万人、四十五年には四百五万人、四十八年には四百二十九万人になりましたので、全県に占めます工業整備特別地域内の人口の比率は、三十五年一九・一％、四十年一九・一％、四十五年一九・四％、四十八年におきましては一九・七％でございます。

なお、新産、工特、以上の数字を合計いたしました場合に、全県に占めます新産都市あるいは工業整備特別地域の人口の比率でございますが、三十五年は二八・六％、四十年は二九・四％、四十

五年は三〇・五%、四十八年は、三一%になつて
ございます。

なお、大都市の人口の推移につきましては、い
ますぐ調べてお答えさせていただきます。

○瀬崎委員 これは長官にお尋ねしたいことなん
ですが、過密過疎解消という目的から見て、いま
の人口動態の推移は一体どういふ結果を意味する
とお考えですか。

○小坂国務大臣 新産都市、工特都市、それぞれ
特徴があるわけですが、その中におきま
しても、非常に計画どおりだったところと、ある
いは計画のようにはいかなかったところもございま
す。新産、工特のねらいは、重点的に地区を選定
して、その生産を上げるという方向でござい
ましたので、むしろ集中が行なわれたという
ふうに思えるわけでございます。総じて、大都市
の集中から、工業拠点をきめてそこへ集中してい
こうという点で、若干の効果はあったと考えるわ
けでございます。

○瀬崎委員 若干の効果ということばを使われま
したが、先ほどの数字からもわかるように、結局三
十五年から四十八年の十三年間の推移を、五年刻
みで各府県ごとに見れば、人口は新産都及び工特
地域に一貫して集中をしていっている。さらに、
その新産都、工特地域の全国総人口に占める比率
を見た場合にも、これは逆に新産都、工特地域の
人口比率が高まっているというふうにいへば、若
干の人口分散に効果があったところではないかと
思ふ。結局は大都市及び特定の工場立地の行なわ
れた地域に人口を集中させて、本来の意味で、つま
り法律が掲げた目的の過密過疎の解消には役立た
なかつた、こういう評価が正しいのではないので
すか。

○小坂国務大臣 申し上げましたように、新産、
工特の考え方は、昭和三十年代の高度成長期にお
いて顕現化した人口、産業の大都市集
中、過疎の進行、地域格差の拡大などを解消する
ために、地方の拠点を運びまして、この開発に
よつて地方分散の促進をはかるということで考
え

たわけでございます。その意味からいって一応の
効果があった、こう判定しておるわけではござい
ます。しかし、その反面において環境問題、生活環
境整備の立ちおくれ、あるいは地方財政の圧迫、
地価の上昇というのが一部の生じておることは
事実でございます。それこれ勘案いたしますと
若干の効果、ということばを使つたわけござい
ます。

○瀬崎委員 先ほど保留された三大都市圏の人口
動態を言つていただければさらにその点もはつき
りすると思うのですが、わかりましたか。

○下河辺政府委員 三大都市圏の集中人口につ
きましては、もうちょっとお待ちいただきます。

ただ、いま大臣からお答えいたしましたとおり
でございますが、御指摘いただきましたように、
政策の目標にもかかわらずやはり過大都市ある
いは拠点都市に人口が集中しているということは、
先ほど新産、工特で御報告をしたとおりござい
ます。この背景には、やはり過去十年間を推移し
てきた背景には、第一次産業人口が千五百万人から
一千万人を割る状態になり、そしてさらにその一
千万人も半分程度に減るのではないかと一つ
の背景、つまり都市化が非常に進んでくるという
背景の中で、やはり過大都市のみに人口が集中す
ることを、新産都市あるいは工業整備特別地域で
できるだけ地方都市への集中をねらつていたとい
うことは事実でございます。その限りにおいて、
もし新産都市、工特地域がなかった場合には、
その分が過大都市へ集中してしまつたのでは
ないかというところからいへば、長官から申しま
したように、新産、工特地域における若干の人口の
集中が、大都市の過密に対して多少役立つかとい
う評価を長官から申し上げたいと思ひます。

なお、大都市の集中につきまして、昭和三十
五年、東京圏、大阪圏、名古屋圏が三千四百九十五
万人というふうに国勢調査が示しておりますが、
これは四十年には四千三十九万人、四十五年には
四千五百五十八万人に推移しております。

○瀬崎委員 ですから、結局は大都市圏への集中

が、これをやつたことによつて多少とも緩和され
たのではないかと。住みにくさが高じ
て、確かに東京都心部とか大阪の旧市内ををれば
若干の人口分散にはなつたけれども、それが結
局、今度の四十八年度の自治省の発表した人口動
態経過から見ても、隣接府県に急増しているとい
うことからいへば、いま言われたように、新産都、工特
によつて多少なりとも過密過疎の解消に効果が
あったという評価、もしそういう評価を政府がし
ておるとしたら、これは今後の新国総法案にま
す期待が持てなくなると思ふのです。特にそう
いう点で、新国総法案第二案の「基本理念」で「国
土の均衡ある発展」とうたつておられるわけなん
ですが、これがもし過密過疎解消を意味するもので
あつたら、この保証が一体どこから出てくるの
か、お伺いしたいと思ひます。

○下河辺政府委員 過密過疎に関する点につ
きましては、いま御指摘いただきましたように、生
活環境の悪化というものを通じて、全国的に国民
がひとしく健康で文化的な生活環境を確保する
という観点、つまり国土総合開発の仕事からいへ
ば、生活環境の施設水準ということから申し上げ
るとすれば、それはやはり政策の目標としてある
一定の水準を確保すべき努力を私どもとしてはし
なければならぬと考えております。

もう一つ、そのことと並びまして、いかなる人
口の配置が良好な環境を得るために適正であるか
というところはまた私どもとして調査研究を怠るこ
とはできないと存じておりますが、人口の配置に
つきましては、現実の問題として大都市へ非常
に膨大な人口が集まつていて生活環境が悪化して
いるという事実を認識するということ、そしてそ
れを解決するために、施設的な物理的な限界、つ
まり資源的な限界があるということに基づいて、
目下大都市におきまます人口の規模に関する限界
性についての総点検を行なつておるわけござい
ますが、その結果を踏まえた上で、はたして全国的
にどのような人口の配置が快適な環境を確保する
ために必要であるかということになるわけござ

います。従来のように工業開発にのみ依存するこ
とについては相当多くの疑問が提出され、現実の
問題としてもそういう問題があるわけございま
すから、地方都市の育成ということについてど
のような進め方をしたらよいかということについて
も、先ほど基本的な考え方として御指摘いた
しましたように、地域の特性あるいはその歴史的な
背景を踏まえて、地域住民の方々の御意向をで
きだけおきかへることを通じて、新しい都市化の
波に対する都市の適正配置ということを考えてま
いらつたいというのが基本理念にあらわれた背景で
ございまして。

○瀬崎委員 地方都市の育成がいま言われた理念
どおりにかくかどうかはあとの論議に譲るとし
て、新国総法案と表裏の関係にある経済社会基本
計画ではどういふことになっております。「これら三業種のみ
ならず、第二次、第三次産業全体としても」これ
らの過密地域に集積すると考えられるので、この
ような産業、人口のいっそうの集積の動きは、
「各種の困難を予想させる。」これでは、結局人口
は分散していくのではなしに、集中していくとい
うことをあらかじめ前提にしているような政府の
態度といわなければならぬので、矛盾を感じる
わけなんです。そういう点で、新国総法案に過密
過疎解消の保証があるのかと先ほどお尋ねしてい
るのですが、そういう矛盾を政府自身お感じにな
りませんか。

○小坂国務大臣 従来の大都市集中の動きとい
うのは、いま非常な反省期に立つておるわけござ
います。われわれもこの問題をどうするかとい
う点で、実は東京を例にとつてみますと、その近
隣のいわゆるニュータウン、これはニュータウン
ではありますけれども、結局東京のベッドタウン
であるということになっておるわけございま
す。そこで、私どもは新しい都市をつくる、ニュー
シティをつくるのだというところは非常に必要だ
というふうに考えておるわけでございます。それ
には交通、通信のネットワークというものを
と充実をいたしまして、そしてその地方都市を

れ自身が十分快適な環境を保ちながら、住民の福祉にふさわしい機能を持ち得る、そういうものをつくっていかねばならぬのだというのを深刻に考えているわけでございます。そうして、その地区における産業なり行政なりというものは、その地区住民の希望というものを十分くみ入れた形で運営されていくべきであるというのを具体化しようとするのが、ただいま御審議をいただいております。国総法の基本理念でございます。そういうことをいままでの反省の上に立つて、これから行く道をこの国総法によって私どもは仕上げてまいりたい、こう存じておる次第でございます。

○瀬崎委員 ネットワークが快適な住みごころのよい地方都市をつくるのに役立つかどうか、私にはわからないわけですが、ともかくにもそういう快適な地方都市をつくるのが過渡期疎の解消になるのだということではわれわれの主張を認められているように思うので、はたして、言われているとおり産業優先が住民福祉優先になるかどうかという問題に移っていきたいと思います。

そういう主張は何もいまあらためて政府が打ち出したものではないわけです。旧全総では、「国土総合開発の究極の目標は、「わが国経済の均衡ある安定的発展と民生の向上、福利の増進をはかり、もつて、全地域、全国民がひとしく豊かな生活に安住」できるようにすることである、こういっているわけです。そのために、「住宅、上下水道、交通、文教および保健衛生施設等の国民生活に直接関連する公共施設については、たんに経済効果等にとらわれることなく、「整備拡充をはかること」としていたわけでありまして、だから、いま言われていることとほとんど変わらないわけなんです。

さて、旧全総の目玉であった新産業都市指定地区及び工業整備特別地域における生活関連投資及び生産関連投資の基本計画の数値に対する最近の実績はどうなっておりますか。

○下河辺政府委員 お答えいたします。新産業都市の実績でございますが、新産業都市、工業整備特別地域の、地区別ではなくて合計で申し上げたいと思います。

その前提といたしまして、工業規模の拡大から御報告を申し上げますが、工業出荷額につきましては、新産業都市が六兆三千億円ということでございまして、工業整備特別地域が約五兆円ということで四十六年の出荷額がございまして、これは五十年の目標に對して約八〇〇近い実績をあげているというふうなことでございまして、それに対して施設についての累積投資額に對する実績でございますが、新産業都市には約三兆一億、工業整備特別地域には約一兆二億の施設の投資を行なっておりますが、そのうち生産関連施設という分類が一つございまして、これは新産業都市が一兆八千二百億円、工業整備特別地域が七千八百億円でございますが、生活関連施設につきましては、新産業都市が一兆二千八百億円、工業整備特別地域が生活関連施設四千二百億円というところでございまして、五十年の目標に對して生産関連施設のほうは新産業都市が約七五％、工業整備特別地域が六八％程度になっておりますが、生活関連施設につきましては新産業都市が五七％、工業整備特別地域が四二％でございます。目標に對しては、工業の規模がかなり水準に達しております、それを追いつけて生活関連施設が、工業の伸びよりも小さいですけれども、ほぼ追いついてきつたわけですが、生活関連施設のほうがおくれておるのが実情でございます。

○瀬崎委員 ほぼ追いついておるといふ表現なのですが、いまの数字でも、結局進捗率で見れば約二割、これは大きい数字だと思っております。生活関連のほうが生産関連の投資よりおくれておるといふことは事実だとお認めになるわけでしょう。特にその中でも優等生とよくいわれる大分地区で、産業基盤施設と生活基盤施設の進捗率は目標に對してどうなっておりますか。

○下河辺政府委員 お答えいたします。大分地区につきましては、生産関連施設が七・四％、生活関連施設が四九・二％、合計いたしまして六四・三％の進捗率になっております。

○瀬崎委員 先ほど全国平均の数値でお話しになって、生産関連と生活関連の進捗率に約二割の差があつて生活のほうがおくれておる。個別にとつて最も優秀だといわれる大分の場合はその差がもつとひどいといういまのお話なんです。こういう過去掲げた目標とその実績から見ても、今度の新国総法案で同じような基本理念を掲げたからといって、実際に先ほど言われている生活施設の整備が必ず優先するという保証はどこに求めたらいひののですか。長官のお答えをいただきたいのです。

○小坂内務大臣 生活関連施設のおくれは主として下水道でございます。下水道に對しては重要な認識が最近になって非常に盛り上がりつつございまして、その前にはどうもこの点がなのおざりになっていたという感じはするわけでございます。私どもの「基本理念」のところにも明確に書いておりますように、何といたしても住民の福祉というものと、それから資源の有限性、環境も有限であるという考え方に立つて新国総法をお願いするということでございますので、もう根本の認識が、やはり住民の福祉があつて産業が振興していく、そして産業の振興があつて住民の福祉が確保される、この二つは車の両輪のようにいかなければならない。従来とかく産業のほうを優先されておつて、生活関連施設が若干立ちおくれを見たといいことは深く反省しておるのでございまして、その反省の上に立つて行ないたい、こう思っております。お答えいたします。

○瀬崎委員 それでは建設省のほう、あまりひまでもいかなのでちよつとお尋ねしたいと思つておりますが、本建設委員会で審議された道路整備緊急措置法改正案で新しく生まれた第七次道路整備五カ年計画は第六次に比べて、国土開発幹線自動車道、列島改造ではネットワークの中心に置かれている計画であります。これはどういふふうに変りましたか。建設省がおきめになったことでしょうか。

○高橋(弘)政府委員 道路整備計画の点でございますけれども、担当の局長がちよつといまさんので、詳しい内容を私知りません。あとでまた御説明申し上げたいと思つております。

○瀬崎委員 冗談じゃないですよ。これは結局国土開発幹線自動車道路の完成年度を二年繰り上げることにしたわけでしょう。ずいぶんこれが高度成長優先で批判されて、自民党以外の政党は全部これに反対されているわけなんです。

一方、日本住宅公団の四十七年度の住宅建設の当初の計画戸数は幾らですか。

○沢田政府委員 八万八千戸でございます。

○瀬崎委員 その計画の遂行状況を伺ひたいと思つております。

○沢田政府委員 四十七年度末におきまして発注を完了いたしました戸数が三万戸とちよつとございまして、半分を割つておる状態でございます。したがって、私どもはまあこの四十八年度に繰り越しても努力はしておるわけでございますけれども、計画といたしまして、四十七年度の末に手持ちの用地あるいはその用地がどういふふう具体的に使用できるかということと十分監査をいたしまして、その結果、四十八年度のおしまいにいってもどうも残りの戸数が消化できそうもないというものにつきました。実は、一万八千戸削減いたしております。計画といたしましては七万戸ということにいたしました。しかしその中で、先ほど申しましたように四十七年度発注のものは三万余戸というのが現状でございます。

○瀬崎委員 これは建設大臣にお伺ひします。用地買収が困難だといふいまの説明でありますけれども、それにもかかわらず高速道路のほうはどうなつていく、住宅のほうははたして計画も切つて捨てていく、こういうことがはたして生活優先なんですか、いまの政府の方針の。

○金丸国務大臣 ただいまの、高速道路だけつくればよいということではございませんが、高速道路の問題も、これは必要があつてつくることでありますが、住宅問題等につきましても、たびたび申し上げておりますように、用地の取得の問題や、また各公共団体の拒絶反応等があるためになかなかつくれないという問題もあるわけでありまして、先生の御指摘の高速道路だけをつくるというよりなことを考えておるわけではございません。

○瀬崎委員 そういふふうな考えではないとおっしゃるけれども、事実、住宅のほうはできないからという理由であつて減らしていく。実際に高速道路は、全く国民一般が利用しないというわけではないだろうけれども、基本的にはやはり産業基盤の整備、これが優先する。こういうことが先ほどの経済企画庁長官の生活優先の中身だとするならば、これは新国総法案に期待は持てないということになるのでお聞きしておるわけなんです。もう一ぺん答弁願いたいと思います。

○高橋(弘)政府委員 先ほどの道路の点につきまして、ちょっとうっかりいたしまして質問をお聞きしませんでした、あとで申し上げたわけですが、御承知のように、第六次から第七次になりました際に、いろいろ今後の道路整備の将来の構想をいたしまして、先ほどから企画庁からもいろいろお話がございますように、国土の開発の可能性を広げるという意味で、国土の広域的利用を広げるといふ意味におきましての高速自動車国道の重点的、先行的整備ということが第一でございます。同時に、生活環境の改善とか福祉向上というよりな意味の、生活の場というよりな感じの道路整備、地方道、市町村道についての整備を重点的にやろうというのが重点で、いろいろ変わったわけではございます。

それからただいまの建設大臣に対する御質問でございますけれども、住宅用地につきましても、私どももちろん大いに円滑な取得に努力をいたしておるわけではございまして、それと同時に、もち

ろん道路整備も行なつておるわけではございます。これはどちらをどうということではなしに、それぞれ用地の取得についてはどちらも非常に困難な事情があるわけではございまして、もちろん住宅用地は大都市地域に非常に用地不足することが多うございましてから困難なことは多うございましてけれども、これにつきましてはいろいろ改善策、たとえば先行取得を講ずるか、また公有地拡大法によるところの先買いを発動するか、その他円滑に土地を取得する方法も講じておるわけではございますので、私どもいたしましては、道路用地のほうを重点的にやる、住宅用地のほうをおろそかにしておるというつもりはないわけではございまして、道路につきましても詳しい御質問がございましたら、また所管の局長からお答え申し上げます。

○瀬崎委員 経済社会基本計画を見ますところになっておりますね、「部門別公共投資額」において、全体を一〇とした場合、交通通信、つまり主として産業関連施設の投資と生活環境投資との割合で見て、昭和四十三年・四十七年度の実績はそれぞれ四四・四二％、ほぼ二対一の割合です。これが四十八年・五十二年度の計画になるとどうなつておるかという、交通通信関係四一・五％、生活環境は二二・二％で、やはりこれも比率は二対一です。

それで、新国総法案に入つていくわけなんですけれども、先ほど申し上げた、これと表裏の関係にある基本計画のほうで見れば、どこまでも産業基盤が先々に行つて、生活基盤のほうはあとからしかついていかない、その比率もたいして変化していない、こういうことが出ておるんです。それから現実には今国会で高速道路は優先する、住宅はカットされる、こういうような事実と見比べていただかれました、政府はこれでもだいじょうぶなんだとおっしゃつていただけませんか。

○宮崎(仁)政府委員 いまおあげになりました経済社会基本計画での部門別の公共投資額、これは五カ年でございまして、確かにおっしゃるとお

り、生活環境施設が過去の五カ年に比べて二一％から二二・二％くらいに上がるということで、比率として向上はわずかでございましてけれども、あるいは交通通信施設については四四％が四一％に下がる、そういうことで資源配分の転換というところが行なわれてはおりますが、そう急にはできないという形にはなつております。これから将来、特に今回御議論になつております国土総合開発というよりな非常に長期の問題になりますれば、こういう資源配分の方向が大きく変わつていくということはこの計画にも書いてあるとおりでございまして、いわばその指導条件をこつてつくつておる、こういうことになつておるわけでありまして。

○瀬崎委員 そうすると、結局当分はやはり生産が優先して生活のほうはあと回しだ、しばらく国民はしんぼりしろ、こういうことなんですか。

○小坂国務大臣 道路とか通信とか、こういうものは産業と限つたことでございまして、こういうものがよくなることで生活がより文化的なものになる一つのモメントでもあるわけではございまして。しかも、いろいろな上下水道であるとかあるいは住宅であるとか、こういうものは生活そのものでございましてけれども、この両方を比較して、これがいわゆる独占資本、これが庶民生活というふうに分ける分け方は必ずしも正鵠を得たものではないのじゃないかというふうに私は思つております。

いま局長から申し上げましたように、道路、通信等に対する投資と、それから住宅その他に対する投資、この比率は、若干ではございますけれども、住宅のほうへより多く傾斜しておるわけで、五年間でありまして、急に大きく道路を全部ぶつた切つて住宅にはかりといひまして、いままでの一つのイナシアがございまして、この慣性を急に破るわけにもいかないという点は、どうぞぜひかつ現実的に御理解をいただきたいと思ひます。ただ、われわれの方向をいたしまして、この五カ年計画のあとの今後の方向をいたしまして

て、たとえば国総法の指向するよりなそういう先の問題については、さらに直接的な生活関連の投資額をふやしていこうということをきめておりますことは、先ほど局長も申し上げたとおりでございます。

○瀬崎委員 私自身も、先ほど言つておるように、高速道路をつくるのが全く国民に役に立たないとは言つてない。しかし、いま国民が切実に求めているものが何かということになれば、千葉のどこでしかかの公団住宅の抽選率がきつめて激しい競争率だつたでしやう、そういうことがあつた。住宅がきつめて不足しているのです。また、いま長官自身が、生活関連投資のおくれは極端な下水道建設のおくれだ、こういうふうには言われておりますけれども、大体新産都市をつくるのに、下水道の計画が先にあつて新産都市をつくるなら話がわかるのだけれども、それを逆にしているところに問題があるのです。そういう点では、全国市長会新産都市協議会の四十六年六月発行の「新産都市の現況と問題点」の中でもこういつています。「特に、現在、各市とも立遅れている公害対策、住宅、下水道、公園等の整備、都市施設の集積は、工業開発よりも住民福祉優先の観点から配慮されなければならぬ。」と市長さんもいつておるのです。ですから、いまのようなわずかの数字の転換をもつてこれが政策の転換だと言われたのでは、これはわれわれが望んだものではない。一体、ほんとうに生活優先に政策転換したのですか、していないのですか。

○小坂国務大臣 転換しておるわけではございまして。ただ、非常なスピードで走つていける車が急に方向を変えればそこにまたいろいろな事故が起きるので、なだらかな方向で方向転換をしなければならぬということではございまして。

○瀬崎委員 今日でもなお、福祉は天から降つてこないとか、成長なくして福祉なし、これは田中総理が言つておるのです。結局、生活関連投資を先行させることによって経済成長を優先させる。しかも後生活関連投資を行なうべきなんだ、こう

いう従来のパターンを続けることが政策の基調になつてゐるうちに、こゝから点から受け取らざるを得ないわけなんです。したがって、新国総法案の「基本理念」は、場合によつては国民をあざむくための単なる修辭ではないかしらんとすられわれ思ふわけなんです。特にいまのお話を聞いているとなおさらそういふ疑いを深めるわけなんです。

さて、この基本理念が国会で議決されたら、必ずこれがワグはまつてそりなるのだと下河辺局長がこの間言いましたが、いまの論議を通じてみて、基本理念だけで生活優先に必ずなると、どこに保証があるのですか。

○下河辺政府委員 考え方はあるいは基本的な姿勢は長官から申し上げたとおりで、それが偽りであるとは思つておりません。ただし、それを實際に実務上こなしていきまふ際に、諸制度にまだ補完しなければならぬものがあつて、それを補完しないとつてゐるとおりにならないという側面があるという御指摘であれば、私ももととしてはそれを補完しなければならぬというふうに思ひます。

御指摘いただきました大分の新産業都市の場合について考えます際に、先ほど長官からお答えいたしましたとおり、下水道の整備が事業計画の中で非常におくれているという点、あるいは都市公園の整備がおくれているという点が、生活関連施設の中でおくれている部門であるというふうに私ども考えておりますが、この下水道整備と都市公園整備というもののつきまはしては、実は大分海におきまして大型の工業開発が進むに應じて都市計画の大きな変更あるいは道路計画の変更等を伴つておりまして、下水道、公園といふものは、下水道だけを先に整備いたしますと街路事業との調整で再び手戻りが出るということを通じて、大分県あるいは大分市として非常に御苦勞をいただいておるところでありますし、下水道などにおきましては特に市民の方々の負担をお願いするといふ側面も出てまいりますので、市民の方々の負担との調整を進めなければならないということから

おくれているわけでありまして、生産関係を急ぐために下水道をおくらししているということではございせん、これからいよいよ大分におきまして下水道、公園等の生活環境の整備に大いに努力して、目標を達成しなければならぬという基本的な考え方でございます。そういう一つ一つを積み上げてまして、実は基本理念の具体化ということをおくらはかつてまいりたいという考え方でございします。

○瀬崎委員 いみじくもいま、下水道事業のおくは結局住民負担をさせるというところに問題があるのだというお話があつた、そうなんです。結局、本来ならば国が責任を持たなければならぬ部分に住民に負担させようとするからそういうものがおくれてくる。そういうことがまた環境破壊の問題とも密接に結びついてきていると思ひます。ですから公害と環境問題のほりに話を進めたいと思ひます。

新産業都市建設基本計画や工業整備特別地域整備基本計画にも、必ず公害防止に配慮しつつ整備を進めるべきであるという注釈がついてゐるわけなんです。しかし現実はどうなつたかということになるわけなんです。環境庁がお見えになつてゐるはずだと思ひます。お見えになつてゐますね。——先日発表されたPCB、水銀の危険水域をいまだここで発表していただきたい。

○富崎説明員 ただいまちょっと資料を手持ちいたしてございせんので、後ほど御報告申し上げます。

○瀬崎委員 肝心のことを資料を持ってこれなかつたら、来てもらつてゐる意味がないわけなんです。

では私のほうで言ひます。赤信号の出たのは大分、岩国市、大阪湾の北西部等、播磨灘、敦賀湾、琵琶湖湖田川、新潟県関川。こゝいうものと六〇年代の高度成長を比べてみたら、特にどういふふうな地域がこゝいうPCBや水銀の汚染地域になつたと考えますか。

○富崎説明員 ただいまの水銀、PCBの関連で

申し上げますと、新産あるいは工特の地域の中で、すでに地域の指定の当時に若干の工場の集積がありまして、なにか既存の企業の中でそうした事例が多いかと思ひます。そういうふうな趣旨からいいますと、たとえば水銀等につきましては、新居浜でございしますとあるいは大分、あるいは富山というふうな区域等があげられるわけでございます。

○瀬崎委員 先日もお見えになりました公述人の方からも、例外なく新産都市、工特地域は公害地域になつてゐるというお話がありました。また旧全総以前の民間主導型で進んだ大型コンビナート建設の時代を考へても、あまりにも有名な四日市、それからヘドロの富士、徳山、京葉、堺、泉北——これは私前に泉大津の助松海岸に住んでおりましたからよくその実態も知つておりますが、こゝいう点から、まず、この公害が結局高度経済成長政策の産物であるという点だけは認めざるを得ぬと思ひます。この点の政府の確信をまずとおきたいと思ひますが、お答え願ひます。

○下河辺政府委員 新産都市及び工業整備特別地域におきまして公害問題が非常に起きている、そしてそれに対して公害防止対策を立てなければならぬという点についてはおっしゃるとおりであります。特に最近四年間におきまして公害関係の事件が非常に大きくなつてゐるというところは事実でございます。これに対して各県とも公害防止条例を制定し、あるいは環境庁の指導を受けて公害防止に取り組んでいるわけでございます。現在公害対策基本法十九条に基づきます公害防止計画は、第五次地域まで含まれますと、仙台地区、常磐郡山地区、富山高岡地区、岡山県南地区、大分地区、不知火有明大牟田地区、鹿島地区、東駿河湾地区、播磨地区、備後地区、周南地区についてそれぞれ公害防止計画を立て、万全を期したいという考え方でございします。

○瀬崎委員 公害問題は別の質問者を立てて、もっと突き詰めた質問をする予定なんですけれども

も、もしほんとうに徹底した公害対策を講ずる気なら、共産党が提案している公害法の抜本改正などは政府は喜んで受け入れなければならぬ問題だと思ひます。ところが田中総理は、先日のPCB、水銀問題に関連して中島議員の質問に何と答えていますか。

○下河辺政府委員 あらためて正確に読みましたと、お答えさせていただきます。

○瀬崎委員 私はこゝばじりをとらえようという気はありませんから、これは大臣が責任をもつて、田中総理が答えた答弁の内容くらいは言つてください。それによつていまの田中内閣の公害に対する政治姿勢を判断したい。逃げなくていいですよ。——それは私、もう一べん質問します。

私たちは、本来、新産都市とか工特地域などを設定するにあつては、その前にきびしい公害法がなければならぬ、これが逆になつてゐるということの一つは指摘したいわけなんです。いま下河辺局長の話を聞いていけば、きわめてもつともな施策をいまとりつつあるように、地域もあつて言われた。しかしそれがほんとうに実効あるものになるのかどうかということをお確かめるために、この間の田中総理の答弁などもここに引用したかつたわけなんです。この田中総理の答弁の要点を申し上げますと、公害対策基本法については現行規定の運用により十分対処し得るものであつて、現在のところ法改正は考へてゐない、いま一つは、今後個別に改正強化をはかるから、共産党案はもう採用する意思はない、こゝいうことなんです。しかし、ほんとうに文字どおりいままでの工業立地が公害を生み出したのだという反省があるならば、きびしければきびしいほどいいのですから、文句なしに共産党案を採用すべきなんだと思ひます。これにこゝういふ条件を付して、注釈をつけて、とりあえず現在は受け入れようとしなさい、こゝういふ態度に問題があるのじゃないかというのだ。そこでひとつ再度、現在出席の大臣の答弁を求めたいのです。

○小坂国務大臣 私はその委員会に出ておられます

ので、実は伺いましたが、それぞれ私もそのとおり、総理の答弁のとおりでよろしいと考えます。

○瀬崎委員 ほんとうに公害を防止しようとするのなら、なぜきびしい内容のものの採用の必要はないと言っているのですか。

○小坂国務大臣 御承知のとおり新産業法、工特法ができましたのは三十七年でございましたので、その当時公害が今日ほど問題になっていなかったわけでございます。その公害に関する諸種の法律ができました今日、その法律によって、これを厳正に運営することによって目的を達し得る、こう考えておる次第でございます。その意味で総理がさように御答弁された、こう理解しております。

○瀬崎委員 総理がこの間、六月二十七日ですが、参議院で、公害というものを奪われて、ただ公害の点のみをとらえて云々という発言をして、これは結局……（いいことだと呼ぶ者あり）これはいいことか。それじゃ聞きましょう。こういう発言が自民党としてはいいことだと思っているのですか。どうですか、長官。（自民党に聞くのか長官に聞くのかと呼ぶ者あり）自民党の長官に聞こう。

○小坂国務大臣 私も自由民主党の党員でございますが、この答弁の場所におきましては国務大臣としてお答えを申し上げているので、自民党としてどうかということは党の幹事長からまた申し上げたほうがよろしいと思えます。

○瀬崎委員 では国務大臣として答えてください。田中総理はいま申し上げたような発言をして、これは不穏当だといって取り消されたというわけなんです。こういう総理の公言軽視、またあまり公害をやかましく言うとか経済成長に影響する、結局ふち明けた腹の中ではそういう気持ちがある、こういうふうにはわかれは理解せざるを得ないと思うのだけれども、そういう点について大臣の見解を伺いたいと思ふ。

○小坂国務大臣 田中総理の御答弁は決して公害

を軽視しているというふうにはとりません。ただ総理大臣とされては、公害の問題も非常に重要であるけれども、政策というものはすべて総合的なものでなければならぬというお気持ちを述べられたものと理解いたします。だからといって、これは繰り返して申し上げますが、公害を軽視しているというところでは決してございません。

○瀬崎委員 先ほど引用いたしました四十六年六月の全国市長会新産都市協議会の報告によりまして、「工業開発が公害を引き起こすことは、絶対と云えないまでもかなり確かなことである。」というふうな当事者の市長さんはいっている。ですからあらためてここで、こういう工業開発が優先をする場合に、当時は公害は問題にならなかったんという認識が問題なんで、当然そうなることが前提になって進められていたあたりまでなんです。ですからその点は政府の手抜きかりであつたことだけははっきり認めますか。

○下河辺政府委員 新産都市市につきまして、昭和三十一年、八年、県当局で計画を立てて計画を決定したわけでございますが、その当時におきましてはやはり一つの問題は、鉄鋼、石油その他の企業のプラントにおきまして、適正な規模というものが現在よりもかなり小さい規模であつたことは事実でございます。鉄鋼基地でも五百萬トン、あるいは石油でも十萬バレルというふうなことが一つの尺度として議論されておりました。しかしその後高度成長を続け、技術革新が進む結果、その基準プラントが非常に大型化したということは事実でございます。その計画をきめたあとで大型プラントがきまりました際には、私どもにはいろいろ問題があるというふうには考えておりましたが、そのために、このたびは通産省から工場立地法を出していただきました。土地の大きさ、基地の大きさというものと、中の生産のための施設の大きさとの関係について行政上の規制ができるようという措置を一方では講じたいと存じますし、それからさらに、これから工業都市をつくら

うとする場合には、今度御審議いただいております国土総合開発法によりまして特定総合開発地域の手続というものに非常に重要な要素があると考えておりました。そういう手続を十分経て決定してまいりたいというところに、新産都市時代からの経験を一方向生かしたというふうに理解しております。

○瀬崎委員 新しい手続を盛り込んだからだいじょうぶだというふうな発言のようなんですけれども、しかし先ほどの局長のお話の中には、当時はプラント自身が非常に小型なもので、大型のものは予想していなかったということがあつたのでしよう。そういう点から見ますと、今後の経済成長を政府はどう予想しているかという、新全総では昭和六十年年度の国民総生産を四十年年度の四ないし五倍、百三十兆から百五十兆円と設定している。田中総理は列島改造論でこれを三百四兆円に引き上げるといっていることは御承知のとおり。新全総社会基本計画では経済成長率で依然として実質九・四％の経済成長を見込んでおる。そして五十二年年度の国民総生産を四十七年度の一・六倍、四十年年度価格にして百五兆円と設定している。数字に多少違いはありますが、政府の基本的立場は結局高度成長政策の遂行に置いているように数字が示しているわけです。ですから、こういう点で見ると、現時点での公害防止を予想していたのでは必ずしもいままでの轍を繰り返すと思ふのです。そういうふうには考えませんか。

○下河辺政府委員 現在高度成長というもののについて、GNPについて御説明がございましたが、日本列島改造論という田中さんの書いた本は、昭和四十年価格で三百四兆円というところで書いておることは事実でございますが、総理から伺いましえても、三百四兆円が合理的な目標であるとお考へておりました。全く白紙の立場で、新全総の総点検を通じて昭和六十年年度のGNPを再び考へてみたいというのが総点検の趣旨でございますが、そのときの考へ方といたしましては、新しい国総法

に盛り込みましたように、国土の有限性ということが非常に大きな課題であると考へまして、経済上需要があつたから需要に応じて基地を何でもつくつてしまふという考へ方を改めて、やはり水資源の観点あるいは公害防止の観点から一体どの程度の経済開発が日本の国土で可能であるかという、国土の有限性の観点からこの段階では経済成長を検討してみることが必要であるということが国土開発行政からの考へ方でございます。もちろん経済成長はそのほか国民福祉の観点あるいは経済政策の観点、いろいろ多角的、総合的に経済企画庁としては判断していくべきものと考えますが、国土開発行政の観点からは、国土の有限性というところから考へることがこの段階できわめて重要であるという認識に立つて今度の法律を策定したつもりでございます。

○瀬崎委員 何も田中総理の列島改造の三百四兆円を引き合いに出されなくとも、一番低い数字の経済社会基本計画ですら実質九・四％の経済成長を見込んでおる。私は現在こういう点を指摘しているのです。ですから、こういう点では高度成長が政策の基本であつて国土政策が打ち立てられておるのだから、いままでは起つたようなことに対する公害対策だけでは、必ずまた将来、予想していなかったような事態にぶつかるということになりますよ、こう申し上げているのです。

この点については四十七年十二月の中公案の中間報告でも警告をしております。「産業の公害防除努力の充実などにより、こうした環境破壊因子のすべてが環境中に排出されることはならない。だが、これまでのような経済活動のパターンを続けていけば、上にみたような膨大な潜在環境破壊因子に直面しなければならぬといえる。」このように報告しておきたいのですが、こうした中公案報告に基づく今後の国土政策は、公害、環境保全との関係で見た場合にどのように転換すべきだと考へるのですか。

○富崎説明員 御指摘になりました中央公害対策

審議会の企画部が昨年十二月に「環境保全長期ビジョン中間報告」という形で提言をいたしておるわけですが、いま産業構造あるいは消費構造等につきましても、従前のようなパターンを続ける場合において環境破壊がますます深刻化するであろうという点を計数的に示しておるわけでございます。こうした従前の方式をそのまま踏襲するのではなく、この際、環境資源が有限であるという点に十分勘案し、環境基準、排出基準の強化等を進めるといふようなこと、あるいは工場の地方分散による過密の弊害の是正、環境破壊をたたらさないような新産業構造への転換、あるいは開発に際しまして事前に十分に環境に及ぼす影響を調査して、その範囲内でのみ開発を進めるといふような方式をとることが、その中間報告で提言されておるわけでございます。政府といたしまして、こうした提言を真剣に受けとめまして今後の環境保全上の万全を期したいというふうに考えておるわけでございます。

○瀬崎委員 一言ではつきり言ってくれませんか。結局これまでの高度成長の経済政策のパターンを転換しろ、こういふふうにいっている、これは理解していいのですか。環境庁はそういう立場をとっているのですか。

○富崎説明員 ただいま申しました長期ビジョンは、あくまでも現在の産業構造あるいは消費構造を前提にしておるわけでございます。その限りにおいては、ある経済成長率を従前以上に高め、あるいは従前のパターンを踏襲するというような場合には環境破壊の因子がますます増大するであろうという予測に立っておるわけでございます。この中間報告のねらいは、そうした計数的な分析を通じて、環境破壊を起こさないための行政の転換ということを重要視しているというふうに考えてしかるべきかと思つておるわけでございます。

○瀬崎委員 お答えしにくいのです。長官、この経済活動のパターンの転換ということをどういふふうに取り扱いますか。

○小坂国務大臣 どういふふうに取り扱つかうかと、非常にお答えしにくいことでございますけれども、先ほどから申し上げておるうちに、われわれは成長路線の段階を終わって国民福祉充実の段階に入ってきた、そうした傾向にふさわしいような経済のパターンを持つということが適当である、こう考えているということでございます。

○瀬崎委員 そのパターンが九・四の経済成長だ、こういうことですか。

○小坂国務大臣 経済社会基本計画におきましては、そこに書いてございますように、四十五年から五十五年までについては九〇程度の成長、しかしてその後は六〇ないし七〇の成長ということにいたしておるわけでございます。御承知のように今日は二けたの成長でございまして、この二けたの成長の勢いを九〇にとどめるためには実質的には後年度においてはもっと低い成長でなければならぬわけですが、これを足して平均していくわけでございますから、そういう意味におきまして平均値が九〇ということになっておるわけでございます。

○瀬崎委員 結局、さっきの急ブレーキを踏んだらいろいろ問題が起こるからということの繰り返しだと思つておるのです。特にそういう点では農業に対して今後どういふ配慮をしていくのか、こういうことが今後の問題を占む一つのパターンの基礎になると思つておるのです。

旧全総によりまして、「産業および都市の配置を主軸とし、それとの関連において農林漁業部門の開発」に及ぶはずであつたわけですが、昭和四十年から四十六年の間で、農家戸数はどう変わったのか、農業就業人口の変化はどうなったのか、耕地面積はどういふふうに変つたか、食糧生産物の自給率の変化はどうか、これはこの間もお話がありました、あらためてお聞きしたいと思つておるのです。

○松本説明員 ただいま御質問がありました耕地面積、農家戸数、就業人口等でございますが、耕地面積につきましては、四十年の六百万ヘクタールが四十七年に五百六十八万ヘクタールということでございます。それから農家戸数は、五百六十七万戸、対しまして四十七年におきましては五百七十七万戸でございます。それから農業就業人口は、四十年におきましては九百九十九万人でございますが、四十七年におきましては六百八十七万人でございます。それから自給率につきましては、四十年におきましては総体といたしまして八一・四％でございますが、四十六年度におきましては七四・四％ということに相なっております。

○瀬崎委員 この間、確実に農業のほうに圧縮されていったということとその数字は示しておると思つておるのです。

そこで、「農工」一体でよみがえる近代農村」といふのは日本列島改造論のキャッチフレーズであります。その展望はこう説明されておる。「現在の農地から道路、宅地、工業用地などに転換する面積を決め、転換用地を差引いた農地を永久農地に確定し、財政援助によつて集中的な土地基盤整備を行なうのである。」こうしたことはたしては農業はうまくいくのか、こういう点ではすでにもう実験済みだと思つておるのです。工業整備特別地域に指定された茨城県鹿嶋開発は、農工一体ではないけれども、農工両全を課題として進められて今日に及んでおります。そこでお尋ねしたい第一は、この鹿島の農地の買収方法の特徴はどうなつていたか。第二は、工業用地として全面買収された農家に対する代替地は確実に保障されたのか。第三は、農業団地は当初計画されたとおりうまく事が運んでいけるのか。第四に、特に農業団地の土地利用の現状は一体どうなつていけるのか。第五に、農業団地の団地数は幾つで、一団地当たりの面積は最小幾ら、最大幾らになつておるのか。お答えいただきたいと思つておるのです。

○松本説明員 ただいま御質問の内容につきまして、あらかじめ御質問の趣旨を承知しております。そこでさつと調べたいと思つておるのです。

○瀬崎委員 大体私のほうでもある程度のはことは

つかんでおるわけなんです。もう少し正確に知りたかつたわけなんです。これはあまりにも有名なことだから、おそろく経企庁のほうでもこのくらいのことには調べてあるはずですね。この農工両全が一体どうなつておるのか。私がいま申しました設定について、詳細な数字は要りませんから、大体どうなつたと評価していいの、その点だけまずお答えいただきたい。

○下河辺政府委員 鹿島地区につきましては、茨城県知事が農工両全ということに非常に大きな政策課題として取り組んでおるということに事実でございます。現在その途中におきまして、農工両全ということについていろいろな問題があり、それを解決しなければならぬということについては、私も幾つかのことについて知つておるわけでございますが、その政策目標自身は知事も捨てておるわけではございませんで、知事はその目標に向かつて今後鹿島の整備を進めたいということ、私もその方針に従つて全面的に協力して進めていきたいということと考えております。

○瀬崎委員 全体として、いま私が質問申し上げた項目についてはすべてがうまくいっていないというものが現状なんです。これは認められると思つておる。特に農業団地などは三十二カ所に点在しておつて、団地数は四十に及ぶわけですが、規模は一団地当たり最小五・九ヘクタール、団地とはいえない小さいものです。最大のものですら三百四十ヘクタールであります。つまり、これは工業団地をまず優先的にいいところをまとめて取つてしまつて、残りを農業団地にしようといふふうなことにすれば、必然的に農業用地のスプロール化が起つてくるということをおの農工両全の鹿島の実際は示したと思つておるのです。列島改造の田中総理の発想は、いさばこの繰り返しなんです。ですから、こういう点で農林省のほうにお聞きしておきたいのですが、こういう鹿島で農工両全をうたいながら失敗したものが、先ほど私が説いた田中総理の構想による農工一体ならうまくいくという保

証があるのでしょうか。

○松本説明員 お答えいたします。

農業の近代化を考えていきます場合には、現在の農業が持つております就業人口というものが現在の農業の規模に比しましては多い。やはり日本の農業といましては、規模の拡大をはかっていくということになりますれば必要な就業人口というものは漸次減少していくということが考えられておるわけでございます。

〔委員長退席、天野（光）委員長代理着席〕

私もがつくりました昭和五十七年を目標といたします生産目標にいたしましたも、現在の農業就業人口が七百三十万ほどでございますものを、約四百三十万程度に減少していくであろうということを考えておるわけでございます。農業の実態といたしまして、専門的な農業経営を育成いたしましたとともに、一方におきましては兼業農家が安定した就業の機会を得ることが必要であるというふうに考えております。そういうふうな観点からいまして、やはり農村地域に工業が導入されるということが農政上の構造改善からいまして必要ではないかという点で、農業の面からいまして、適正な土地の利用調整を前提といたしまして、その上に立って農業者が農村における安定した就業の機会を得るというための農村地域工業導入促進法というものの運用をはかっておるような事情でございますので、総体といたしまして今後の国土開発のあり方というものは、政府全体として現在考えております方向というものは農業にとっても必要であり有効であるというふうに考えておるわけでございます。

○瀬崎委員 私がいま申し上げているのは、これから工業の地方分散をはかる場合に、まず工業用地を優先的に取って、その残りで農業をやるのだという田中構想があるわけなんです。こういうことで農業はたして発展できるのか。特に世界的にも食糧問題がいま深刻に問題にされている時点で、わが国の食糧はそれでいいのかというところからお尋ねしているわけなんです。四十

七年度のおたくの年次報告を見ましても、「農業にとつて最も基本的な生産要素である土地については、近年の工業化、都市化の急激な進展に伴い農地の転用が増大しているが、とくに最近その傾向が加速化するとともに土地利用をめぐる非農業との競合や地価の高騰などへの対応を迫られるに至っており、わが国農業は農業経営の円滑な遂行と高効率農業の展開を図るうえで大きな障害に遭遇している。」その報告しているわけなんです。だからその障害になっている点をはっきりしてほしいと思うのです。

○松本説明員 お答えいたしたいと思います。

ただいま御指摘のありましたように、いわゆる国土利用の変化が農業の土地利用にとりましているという問題が起ころおるといことは、私も率直に認めなければならぬというふうに考えております。したがって、私もといたしましては、やはり今後の農用地というものが他産業との調整のもとにおいて確実に確保されていくということが必要である。面積の全体といたしましては、私も生産目標をつくりました段階で、五十七年に、現在の約五百八十万ヘクタールの耕地に對しまして五百二十万ヘクタールの耕地が必要であるというふうに考えておまして、この面積を確保いたします方法といたしまして、現在農業振興制度というものがございまして、農業振興制度に基づきます農用地の線引きというものが各町村におきまして計画的に進められておるわけでございます。

この農業振興制度による農用地の確保というものはかつていく。その農用地の具体的な規制につきましては、農地法に基づきます農地制度の適正な運用によって進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。ただ、このやり方が農業面からだけではなくて、国土全体の総合的な利用というふうな観点から調整をはかれるということが必要であると考えておりますので、ただいま御審議いただいております国土総合開発法の中におきまして土地利用計画を立て、それによって土地利用の区分を明確にしてい

くというふうなことを、ないしは開発につきましては適正な規制を行なっていくというふうなことが成立いたしますならば、さらに農業と非農業との土地利用の調整が適切に行なわれていくのではないかとこのように考えておる次第でございます。

○瀬崎委員 はたしてそういうふうに適切に農用地と非農用地の区分けが行なわれるかどうか、そこが問題で、私が先ほどから申し上げたのは、そういうことを目的とした鹿島の農工一体がみごとに失敗していることから考えて、そういうことがさらに全国的にできるであろうかという疑問を投げかけたわけでありまして。

時間の関係もありますから農業問題は終わって、次に地方自治との関係について質問したいと思います。

旧全総によりまして、「中規模、小規模開発拠点の開発がすすみ、それぞれの影響の及ぶ範囲が拡大連結されて、やがてこれらが新たに経済圏を形成し、それぞれの経済圏が有機的に関連しあつて均衡のとれた地域的发展が期待できる」はずであつたわけでありまして。六〇年代前半、各地方自治体が競つて新産業都市指定や工特地域指定を政府に求めた理由の一つには、地方財政へのはね返りの期待があつたと思つております。しかし現実にはその道に、新産業都市や工特地域としての開発が地方財政に負担になつたというふうな例はありませんか。

○下河辺政府委員 工業開発を進める場合に、従来の工業開発を進めなかつた時代の市町村の公共事業に対する需要というものと比較いたしました場合、工業開発を進めますと非常に大きな公共事業に対する需要が見えてまいりますので、そのための市町村の負担が大きくなるということは事実でございます。そのために、工業開発を進める建設期間中の財政というのについて、市町村の財政が非常に苦しい状態にあるということは事実でございます。

○瀬崎委員 よく引き合いに出される、これも新

産都市としてはかつては優等生であつた水島などの例はおそらく政府のほうも認めていると思うのですが、特に水島などではどういふ点で地方財政に問題を起こしているか、特徴を御説明いただきたいと思います。

○下河辺政府委員 水島地区につきましても、先ほどから私が一般的に申し上げたことで一般論としては尽きるかと思いますが、水島を持ちます倉敷市におきまして、やはり生活環境を整備していくときには市町村の財政に依存するところが大きいわけでございます。財政という上ではやはり問題があるということでありまして、これは短期的に市の整備をするということ、租税その他によりまして毎年標準的な事業を進めていくということのギャップが、水島地区に非常に典型的にあらわれたものではないかと考えております。

○瀬崎委員 私も数字は持つておりますが、政府が認めているからあえてそれ以上申し上げませんが、結局最初に掲げた目標からいへば、地方自治体の財政に地域開発が決してプラスにならなかつたという結論だけはここでははっきり確認をしておいていただきたいたのですが、そういう理解でよろしいですね。

○下河辺政府委員 市町村財政に問題があるというところはただいま御説明したとおりであります。市町村財政に問題があるということが開発の目標に對して問題があるということには直接つながりませんが、市町村財政についてさらに自治省その他と協力をして改善をしてまいりたいということは考えておりますが、市町村財政が苦しいからその市の環境整備をスローダウンさせるとかやめるということにはやはりまいらないのではないかとこのように考えております。

○瀬崎委員 私の聞いていたのはそういうことでなくて、本来、地方自治体の財政を豊かにするために地方自治体の自主財源を確保すること、それから当然国が行なうべき事業等に対する補助金等は国が責任をもってめんどう見るということ、こういうことがなくて、そのかわりに工業を

誘致しろ、そうすればそれが波及効果を及ぼして地方自治体の財政を豊かにするんだ、こういうふうな考え方があったわけなんです、それが間違っていたという事を認めていますか、こういうことなんです。

○下河辺政府委員 新産業都市におきまして市町村財政を豊かにするということがその政策の目標ではございませんで、政策の目標を達成するためには、市町村財政というもののいろいろな適切な措置が必要であるということをお願いしてあげておるわけでございます、特に市町村財政につきましては、先ほど申しましたように、建設期間中の支出が増大するというところでございますが、その増大をいたします、公共投資を集中的にいたします時期には実は工業はまだ操業を始めていない、あるいはそれに従業員として従業させる労働力の方々もまだ定着を進めていないということから、事業税あるいは従業税その他住民税についても歳入がふえてこないという事は事実でございます。公共投資の峠を越えた段階のころから若干市町村への財政の収入がふえてくるということで、建設期間中と、その開発をいたしたことにあります。その地域の所得効果があらわれてくる、その時間のギャップが問題になっておるところであります。まして、開発を進める際にそういうことを市町村財政としてどう考へるかということについては、私も一そう努力を申し上げたいということをお願いしてあげたいと思います。

○瀬崎委員 さっきの生活優先かそれとも生産優先かと関連するわけなんですけれども、本来住民に密着しておる地方自治体の財源を豊かにする方策を講じないで、どうして一体生活優先が保証できるのか、そういう点をもう一ぺん質問したい、そういう点から、地域開発が当初から地方自治体の財政を豊かにする目的ではなかったと言われるなら、いよいよもってこれは何を目的にしたのかといわざるを得ないと思うのです。

そういう点では、全国市長会新産業都市協議会の先ほどの資料ですでに一定の集約も出ておるよう

思うのです。こういつております。「端的にいつて新産業都市の財政状況は全国都市のそれと大同小異であり、この調査においては特に大きな特徴はみられないといつても過言ではなからう。また、新産業都市等財団法による財政援助において、新産業都市全般の問題として最近においても、あまり、メリツトを受けているとは必ずしもいえないであらう。」

「個々の都市についてみた場合はともかくとして、新産業都市全体としては、必ずしも、工業の開発等による新産業都市への税収入にはほとんど寄与していないといつては過言であらうか。」こういうことなんです。ですから、いままでの答弁等を集約すれば、結局一部始終が生産基盤優先であった、生活のほうはあと回しであった。また生活関連投資を行なわなければならぬ地方自治体といたしましても、財政の圧迫にこそなればプラスにはならなかった。こういう事実からして、今後そういうことがないという保証が新国総法のどこにあるのかという点をお伺いしたいと思います。

○下河辺政府委員 国土総合開発法におきましては、先ほど御指摘いただきました「基本理念」のところ、前の全国計画でも書いてあるという御指摘をいただきましたが、過密過疎が非常に深刻化した今日においてあらためて明確に再確認したいということで基本理念を書いたわけでございます。まして、基本理念で再確認をして、これから私も全力をあげて努力をしたいというこの意思表示というものをきくは中心に御質問をいただいたと思います。

私もそれはそれをやりたいということで、それを裏づけるために、開発というもののついては、やはり開発するだけでなく、開発に伴って生じますいろいろな問題が御指摘いただいたようにあるわけでございますから、土地に関する規制というものもやはり同時にあわせて考えていかざるを得ないということから、土地価格あるいは利便について行政上の権限を知事を中心に明確にするということが一つでございます。

さらにもう一つは、開発を進めていきます場合

に環境条件あるいは公害問題を特に重要視しなければならぬということから、環境庁とともに、環境行政と開発行政の一体化ということによりまして、公害というものに十分な措置を講じたいという事を明確にしたつもりでございます。

さらにもう一つは、やはりそういう開発を進めます場合に、在来地域の住民の方々との関係は御指摘いただいたようにきわめて大きいわけでございますから、そういう方々との話し合いの手続を明確にすることによってこれからの開発を進めてまいりたいということを中心といたします。新しい国土総合開発法の御審議をお願いしたわけでございます。

○瀬崎委員 従来の開発方式がもし踏襲されるとするならば、今後地方自治体に対する財政圧迫がますますひどくなるおそれがあるという点で、私は地方自治体の財政問題と地域開発の関係について質問しているものであつて、いまの答弁は必ずしもそれに答へられたものではないように思ふのです。そういう点で、新しい国総法案の場合、さらに大規模な開発が見込まれているし、それがどうもいままでの話から見ると同じようなパターンで行なわれそうだから、そういう点で、地方自治体サイドから見るとこれに期待をかけられないのではないかと、われわれはこういうふうに結論を持つわけなんです。

同時に、いま地域住民の意見の反映の問題にも言及されておりますから、あらためて、いまのむつ小川原開発の問題で地方自治体がどういう立場に置かれたのか、若干質問しておきたいと思ふのです。むつ小川原開発というのは、新国総法案でいいますと第五章の特定総合開発地域に該当するわけなんです。

○下河辺政府委員 むつ小川原開発地域を新しい国総法の特定総合開発地域にするかしないかという点については全く白紙でございます、この法をもし制定していただければ、知事の判断によるところでございます。しかし、むつ小川原地域については、国総法の指定ということで特定地域

にするということよりも事態はやや進んでいる状態ではないかと考えております。

○瀬崎委員 私どもは決して新国総法案に賛意を表しているものではないけれども、もし新国総法案が政府の思惑どおりになったとして、では、むつ小川原開発には新しい法案が何らかの計画の変更やあるいは開発方式の変更を求めるものなのかどうか、お答えいただきたいと思ふのです。

○下河辺政府委員 新しい国土総合開発法の考え方というものは、むつ小川原地域についても適用されなければならないということは事実だろうと思ひます。しかし、新しい国土総合開発法によりまして手続に乗るかどうかは、知事と話し合いをしなければならぬことであるというふうに考えております。

○瀬崎委員 一般的にいつて、今後の地域開発において、規模の大小によつて地域住民の意思や市町村の意見の開発計画あるいは事業への反映のさせ方というのは異なるのですか、同じなんです。

○下河辺政府委員 大小によるということは非常にむずかしい御質問だろうと思ひますが、きわめて日常生活に身近なものについての施設整備をする際に、国土総合開発法の特定総合開発地域を適用するという考へ方はございません。むしろ、従来の地域に対して重大な生活環境の変化を伴うものであるということになりました場合には、やはり国総法の特定総合開発地域の制度によりまして十分な手続を必要とするというふうに考えておるわけでございます。

○瀬崎委員 その点では昨日の公聴会で寺下六ヶ所村長の公述があったわけでありまして、大臣、お聞きになって見ますか。その村長のことばをそのまま引用するならば、むつ小川原の巨大開発は、地震が津波が突然襲ってきたように、村ぐるみ人ぐるみ、のみ込みとしており、われわれはその被災者、開発難民にならぬよう必死に努力している。村外の人たちは反対運動というが、そうではなく、生きるための努力、生きるための権利の主

きと同じ手続を経てきめていたのだきたいというところで、もし計画がきまらない場合には指定が無効になるという規定を設けているのもその趣旨であります。六ヶ所村の場合でも、これから第二次基本計画が策定され、国の計画が策定されるということで、十分地域の方々の公害その他に対する御疑

果、二百万バレルという規模についてはもう少し再検討を要するという結論が出ましたので、現在では規模もきめておらないというのが実情でございます。ほぼ石油ということであの基地を考えるという前提で調査を進めているということは事実でございますが、配置、規模その他についての結論が明確に出ているというわけではございません。

○瀬崎委員 いまの話聞いておりますと、結局

県が計画を先行さして、政府のほうでまだ明確に

です。ですから、むつ小川原というかつてなかった巨大規模の開発の場合に、政府があとで県が先行しているということはわれわれ常識では考えられない。やはりまず政府が一定の案を持っていればこそ、ああいうプロジェクトが生まれてきたのではないかと思う。その点で政府はまだそういう、どこに何という具体的な計画を持っていないと言われたが、そういう意味でわれわれを納得させるような答弁をもう一度いただきたいと思うの

です。

○瀬崎委員　そういう趣旨のものではないと思うのです。村長の意向からいっても、少なくともこういう問題について住民が正しい判断、正しい賛否の態度がきめられるようにするためには、いま下河辺局長から発言があつたように、やはりどうも石油基地ということが大きな中心課題になつていふようなのですから、そこまでもあるものなら、一応現在の時点での、政府が具あるいは財界などと進めている相談の内容を明らかにすることが、

ほんとうにそういう住民の間のトラブルを解消し

ていく政府の責任ではないかと思うのです。われわれは何も調停しろと言っているのじゃない。どうですか、これは長官にお答えいただきたいとおきたい。現時点での最も進んでいる計画内容について発表いたしますか。

○下河辺政府委員 現時点で私どもが決定したものはすべて県を通じて公表するつもりでおります。

○瀬崎委員 いつそういう公表が行なわれますか。

○下河辺政府委員 一つ一つきまり次第、刻々公表してまいります。

○瀬崎委員 こういう総合的な巨大な開発基地について、刻々、一つ一つというよりなんのなんですか。大体の青写真というものがあつた上で個別の計画ということになるのじゃないですか。

○下河辺政府委員 政府としての公式の公表というものはせんだつて閣議口頭了解ということを通じて行なつておりまして、その中に、約五千ヘクタールの用地を対象としながら工業開発を進め、そしてその中で石油というものを中心とした工業開発を進めるといことは、すでに全体のマスタープランという形で公表しております。これは工業用水、あるいは農業との調整、あるいは公害防止計画、あるいは企業進出との協定というふうな順次進んでまいりますので、そのつど公表したいということをお願いいたします。

○瀬崎委員 そういふふうなマスタープランに対して非常におぼろげな計画だからはっきりと地元と言えないのだからと思うけれども、特に指摘されている点は、六ヶ所村のまん中の一番いいところを取られてしまふ。村は二分されてしまふ。人間にたとえたらどう言われたかね、頭のようなどころを取られて手足だけ残される、こういう村長の表現だつたと思うのです。そういう意見がもしも下から上がってきた場合に、政府はそういう意見を尊重して計画は変更する余地を持つてい

るのですかどうですか。

○下河辺政府委員 いまのお尋ねは二つの観点から私ども考えてまいりたいと思ひます。その一つは、現在地元の土地を持つておられる方々あるいは住民の方々と土地買収あるいは生活保障等のことについて話し合いを進めておりまして、そのこととどういふ協力が得られるかということによりましてプランが変更になることは十分予想されておるところでございます。もう一つの観点は、港湾をつくる、あるいは公害防止計画をつくるなどの技術上の観点から多少変更を余儀なくされる場合が出てくるものと考えておりますが、そういう二つの観点からさらに県と村民の方々とお話し合いをしていただかなければならぬということでは、閣議口頭了解のときに事務次官通達として知事のほうにお願いをしていただいております。また、県当局と六ヶ所村当局との話し合いというものを重要視しているということは事実でございます。

○瀬崎委員 では今後六ヶ所村の意見が十分反映するものだというふうなわれわれ理解していいわけですね。

○下河辺政府委員 六ヶ所村の御意見というものは十分承りたいと思ひます。

○瀬崎委員 承りたいだけではなしに、承つて、それが実質、計画の変更ということに結びつくという余地は十分残つていふことなんでしょうね。

○下河辺政府委員 できるだけ結びつきたいと思ひます。

○瀬崎委員 そのできるだけはたいへんくせ者だと思ひますけれども、そういうふうな答弁内容から推して新国総法案がやはり問題になつてくると思う。都道府県総合開発計画策定については市町村長の意見を聞くということにしか表現上はなつていなくて、市町村議会の議決を求めることになつていない。その市町村長の意見を聞くという程度がいまのような、できるだけというふうな内容になつてくると、これは結局上からの押しつけになるのか、ほんとうに住民の意見を盛り込んだ

ものになるのか、疑わしいと思うのです。なぜもっと明確に、地元の地方自治体の意見、少なくとも市町村議会の議決くらいが都道府県の計画案に反映するようにしていいのですか。

○下河辺政府委員 六ヶ所村で考えますと、六ヶ所村を含む十六市町村の総合開発計画というところと県当局が御苦勞になつていられるわけでございます。十六市町村という地域の中で漁業、農業、畜産業、林業、工業開発、都市開発というもののついで総合的な開発を進めたいというのが青森県としての考え方でございます。その中心になる目玉として石油を中心とする六ヶ所村の開発というものが現在話題になつてきていふこととござい

ますが、その際に、十六市町村の方々とお話し合いをして六ヶ所村というものをどういふふうな判断をするかということ、六ヶ所村に直接重大な影響があるわけでございますから六ヶ所村の方々とお話し合いをするということも必要であり

ますが、さらには五千ヘクタールという工業用地の中で移転を余儀なくされる、直接的な被害を受ける村民の方々とお話し合いということも出てくるわけでございます。そういう複雑な関係を、十分御議論を承つた上で結論を出したいというところを考慮しておりますので先ほどのようなお答えになつたというふうなことを考えております。

○瀬崎委員 私の言つてゐるのは、そういうような政府の現実のむづ小川原に対する態度から見て、ほんとうに民主的手続による計画作成を新国総法案が保証しているのかどうかという点で疑問がある。特に市町村長の意見を聞くというだけにどめて、議会の議決を経るでもない、必ずそれを反映するというでもない、こういうふうなあいまいな表現になつていふ理由を聞いていられるわけなんです。

○下河辺政府委員 これは知事の意見を聞く、あるいは市町村長の意見を聞くということを法定しております。これは法制上そういう形を形式上とつておりますが、御指摘いただいた問題はそれ

をおりまして、聞く側の姿勢としてとにかく地方自治を十分尊重したいということを繰り返して申し上げていられるわけでございます。法制上は聞くということとどういふふうな判断をしないかという判断をしたわけでございます。

○瀬崎委員 そうすると、いまの政府の姿勢ではこの条項はあまり期待できないという結論になります。

次に、地方中核都市の問題です。これは五日の記者会見で総理大臣が、国土総合開発法案はぜひ通してまいりたい、大都市から三十キロくらいのところまで水と交通、通信網を完備させた都市が十年十五年もかからずにつくられる。われわれがこれを読んだら手品のように聞こえるのですが、はたして地方中核都市建設はこんなに簡単にできるものなんですか。

○下河辺政府委員 簡単にできるというふうには考えておりません。ただし、実際には私どもも現在大都市圏の人口の集中についていろいろと推計をしておりますが、一都三県、東京圏で考えます場合に、現在約二千四百万の方々が居住しておられます。これは推計の方法によつていろいろ御見解もあるかと存じますけれども、このまま放置すれば昭和六十年で三千九百万になる可能性を保持しているというふうなことを考えておりました。これは水資源、電力あるいは交通事情等から考えて非常に困難な事態におちいつてしまふことは明らかでありますから、地方都市を通じて都市化の波がそれだけ激しく押し寄せるという前提があると思はれます。十年間に相当緊急に地方都市の整備を進めない限りは巨大都市に取り返しのできない問題を起してしまふという意味では、十年間といかほど苦勞があつてもつくらなければならぬという事情があるのではないかと。そのことをおそろく表現なさつたものと考えます。

○瀬崎委員 緊急にやらなければならぬという努力の意味であつて、十年も十五年もかからずにつくられるという断定は必ずしも肯定はできないというふうに思ふことですね。

○下河辺政府委員 それは地区ごと、ケース・バイ・ケースでおのずから異なると思います。

○瀬崎委員 この地方中核都市構想は必ずしも今度初めて登場してきたのではないように私は思います。たとえば列島改造論にも随所に中核都市、二十五万都市ということばが出てくる。これも同じ構想のように思われ、新全線では、「地方中核都市について、広域生活圏の中心都市として、新たに土地利用と主要施設にかかる都市計画を定める」といっている。この地方中核都市も大体同じような方向に私たちは理解していたわけなんです。が、どうですか、だいたい抜本的に違う内容を今度の場合は含んでいるのですか。

○下河辺政府委員 一つの考え方は、おそらく、旧全線、新全線、最近におきます過疎問題を含んだ生活圏構想という一連性は持っているかと思えます。しかし、非常に大きく違ってきている点をもし言うとするならば、従来、六〇年代は、その地方都市をつくる際に工業誘致が出発点であるというところに非常に焦点があつたというふうに思えます。これからの地方都市の場合には、工業開発が必要であることは従来どおりだろうと思えますけれども、しかし、その都市がつくられる生活環境あるいは自然環境というものの、あるいはその都市の歴史的な文化的な環境というものがどのように国民生活に有効に溶け込んでいくかというところに焦点があるというところは、従来とは変わってきたというところを申し上げることができると思えます。

○瀬崎委員 そうは言われるのですけれども、工業再配置・産地地域振興公団の「業務案内」を見ますと、「この地方中核都市は、道府県で一一三カ所、全国で八十一カ所つくられますが、「中核都市の建設のうち、当公団の役割は、道県などの要請をうけて、主として中核的工業用地の造成、分譲を行うことである」といっているわけなんです、やはりここでも中核的工業用地の造成というところを中心しているし、しかもその中核都市のまた中核が工業用地だといっているわけなんです。

です。さらに列島改造論でこの部分の表現を見ますと、地域開発の主導力となり地方都市の形成の核となる内陸工業団地というふうになっている。結局、こうしてみると、工業立地を引き金にして地域開発を考えると、従来のパターン、これを臨海型から内陸型に押し広げていく、こういう発想の転換だけではないように思われるのですが、私の理解に間違いがありますか。

〔天野光一委員長代理退席、委員長着席〕
○栗屋政府委員 お答え申し上げます。
ただいま先生の御披露なさいました工業再配置・産地地域振興公団の業務案内でございすけれども、これは昨年十月に、昨年の通常国会で産地地域振興事業団を改組いたしました工業再配置・産地地域振興公団といたしたわけでございす。その際、工業再配置業務、これに重点を置いた案内ではないかと思つてございす。今回政府で御提案申し上げております国土総合開発公団、すなわち工業再配置・産地地域振興公団法の一部改正法案におきましては、工業団地のみならず、地方都市の整備のための住宅団地、流通業務団地、研究学園団地等、これらも整備することといたしておりますので、工業団地のみを中心としておるといふことにはならないと存する次第でございす。

○瀬崎委員 私は工配・産地公団だけをとつての列島改造論の中でいわれていることだけをひつけて考えたら、地方中核都市構想のその核になるものは結局は工業立地ではないですか、こういうふうに見えてくるわけなんです。ただ、その工業立地を、いままで臨海型であつたものを内陸型に押し広げようとしているのじゃないか、ここが新しい構想ではないか、こう言っているわけなんです。

○下河辺政府委員 これからの産業構造を考える場合、あるいは就業構造を考える場合、二次産業によって働くということが中心になるといふことは否定し得ないと思つています。しかも過密地域にお

きます工業については、新增設というものについてはきびしい規制を必要とします、場合によっては過密地域におきます工業をスクラップダウンする、あるいは地方に分散するという必要があることは御指摘いただいたとおりだろうと思つています。そのために、非常にかんがりの仕事で工業基地をつくるということに関連するということであらう。

○瀬崎委員 そういふふうになりまうかどうかという点について、これも一つの典型的な例をあげておきたいと思つています。これは住宅公団のつくつた工業団地でありますから建設省にお聞きすればいいけれども、時間の関係もありますからこちらで概要を説明します。私の出ております滋賀県でいまから十二年前、つまり昭和三十三年から湖南工業団地という工・住・店舗混合団地の造成が日本住宅公団の手で開始されました。そのために日本住宅公団は三十六年から滋賀県の東南部、甲西町に田畑、山林等を買収して、二百九十一万平方メートルの団地造成にかつたわけでありました。当時関西では内陸工業団地としてはきわめて大規模なものであつて注目を集めていたものなんです。が、この団地がどういふふうな経緯でその機能を発揮していったのか、建設省、大体御存じですか。

○高橋公三政府委員 先生の御指摘の滋賀県の、住宅公団のつくりました湖南団地でございす。これは三十六年に区画整理事業で造成をして四十一年に完成いたしておるわけでございます。その際に、大体各企業に分譲を四十二年から四十五年にわたつて行なつたことは御承知のとおりで

ございす。これは大体四十四社について行なわれたわけでございます。この四十四社のうちで現在操業中のものが三十三社でございまして、残りの半分くらいが工場を建設中、残りは未着工ということになっておる次第であります。

○服部委員長 この際、午後一時十分まで休憩いたします。
午後零時四十二分休憩
午後一時十一分開議
○服部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。瀬崎博義君。
○瀬崎委員 先ほどの説明で明らかになりましたが、この湖南工業団地は昭和三十三年に造成事業を開始したにもかかわらず、最初に土地の売却が成立したのは四十二年三月、最初の工場が操業に入つたのが四十三年十一月、非常におくれたわけでありす。そして現在が先ほどの説明のとおり、土地は四十四社に全部売れたけれども、三十三社が操業しているにとどまっています。その三十三社の占める面積は百八十八万平方メートルです。工場用地の全体が百七十三万平方メートルですから、三分の一がまだ未操業、もちろん工場も建っていない部分もある、こういう状態にあります。住宅用地のほうが全部で四十一万平方メートルありますが、現在利用されている部分が十八万平方メートル、未利用が二十万平方メートル、土地ブームで工場用地に追加売却されたのが十三万平方メートル、住宅用地のほうも約三分の一が空地、こういう状態にあります。

この経過を振り返つてみますと、ごたふんに漏れず、六〇年代の地域開発に地方自治体がたいへん乗り気になつて、農民はきわめて安い値段で土地を提供させられた。それでもなお住宅公団の買取価格があまりに安かつたので、甲西町は独自に農協から一億円のやみ借金をして農民に一部地価の補償をしたわけなんです。工場がすぐに誘致され

ば、売れた造成地代金の一部を町がもらってそのやみ借金はいま返済されるはずだったのです。ところが工場の進出があまりにもおくれたためにつじつまが合わなくなってきた。甲西町は共有林を一坪当たり四百円前後の安値でゴルフ場にたたき売って農協からのやみ借金の穴埋めをせざるを得なくなった。

こんなにも住民に負担をかけ、町が無理をして、住宅公団のつくった工業団地にはさっぱり工場が建たない反面、名神高速道路、栗東及び彦根インターチェンジ周辺にはスプロールの工場が進出してまいりまして、今度は地域の計画的、総合的な発展をめちやくちやにしてしまったわけです。この点については、一國の総理である田中角榮氏が、個人的にもせよその著書で、以前から栗田豊かであった栗東町を「寒村」と表現し、これが名神高速道路とインターチェンジで一挙に新興工業地区へと一変したなどというに至ってはあまりに無責任な言ひだと私も思ったものでありますから、私はその隣の町に住んでいますから事実をもって反論していたわけです。金丸建設大臣は、「建設省はかりの関係ではありませんから、各省庁よく連絡をとって、実態調査というものをやるように努力してみたい」とお答えになりました。どうですか、だいぶ日がたちましたが、アセメントをしてもらいましたか。

○高橋（公）政府委員 いまの湖南団地の件につきまして先生いろいろ御指摘ございました。先ほど申し上げましたように、まだ未操業の会社が十一社ございますけれども、面積は、ちよつと私のほうで調べたのを申し上げますと、百七十三ヘクタールが譲渡されているわけでありまして、あと百九十との差は、じんかい処理場その他の公共公益施設でございます。そうして、すでに操業しております面積が百八十八ヘクタール、未操業が五十五ヘクタールでございます。したがって未操業のほうがおおよそ三分の一の面積というふうに考えております。それからもう一つ、住宅につきましても、四十一ヘクタールのうちに社宅住宅用地と

しては三千ヘクタールでございます。その中で未着手が六ヘクタール、工事中が五ヘクタールというところでございます。これも三分の一がまだできてないというわけでございます。

これにつきましては、ちよつと二三年前の景気の停滞の時期でございまして、そういうことで見通しがつかなくなった企業が少なかったということ、それからもう少し公害対策上のいろいろな措置を講ずるというところで少しくおれておる企業があるわけでございますけれども、これについては住宅公団から各企業にいろいろ督促をいたしまして、工場建設に着手してない六社——十一社のうち五社はすでに工場建設に着手いたしておりますが、着手していない六社につきましては七月中に着工の予定ということになっておる次第でございます。そういうわけでございます。大体来年度までにはこれはすべて工場ができてまして操業できるというふうに考えている次第でございます。

○瀬崎委員 私が言ったのは、田中総理が、栗東町の一寒村が名神高速道路の開通で一躍近代的な工業都市になったという表現をとったので、それは事実と反するということをお申し上げたら、金丸大臣が一べん調査しましたよ、こういう話だから、調査しましたかということをお尋ねしたので、時間の関係もありますから省略しました。

金の卵を産むはずの湖南工業団地は、結局甲西町にとっても重荷になったわけなんです。甲西町というのは私の隣の町なんだから一番よく知っています。全国総合開発計画や近畿圏基本整備計画、年度事業計画と、幾重にも手をかけてつくった計画に基づく事業が、結果としては当初の計画どおりにちよつと進まなかったわけでありまして、そうして逆に、地域が立てている計画を破棄してまでインターチェンジ周辺には大企業あるいはその関連企業がスプロールのにどんだん進出していった、こういう事態になったというのを私は指摘しておるわけなんです。しかも、住宅公団が一たんやめた団地をほりつておくわけにいかぬから、いまおっしゃったように強引に工場誘致を進め

て、確かに地価が上がってきたから、土地は財産として保全する値打ちもあるというのでそのほうの買い取りは進んだわけなんです。

ところが、工場立地のためにどんな無理が行なわれたか。最大のネックであったのは工業用水が確保できなかったことなんです。そのために、すくそばを流れている、琵琶湖に注ぐ最大の川である野州川の伏流水をせきとめて、湖南工業団地へ一日四万トン送水の工業用水道を建設した。さて工場が操業し出すや、野州川の水はほとんど工業用水に取られます。そこで、もともと野州川にたよっていた私の町、石部町、栗東町、水口町、これは野州川の水から締め出されまして、川のすぐそばにある町でありながら地下百メートルの深井戸にたよらざるを得なくなったわけであり

ます。現在のお水道はピンチであります。工場立地の初志貫徹のために住民の飲み水まで奪うようなことが起こって実態よいのか。これはどなたか大臣にお答えをいただきたい。まず建設大臣。

○金丸国務大臣 人間の生命を維持する水というのは大切なことは私は思います。そういう意味で、工業用水が先か人間が使う水が先かということになると、まず人間の使う水が先だということは言える、こゝろ私も思います。

○瀬崎委員 その人間の水を犠牲にして無理やり工業団地へ工場立地が進められたんです。近畿全体から見ますと、阪神地帯へ工場、ビル、人口が集中いたしました。近畿全体の水不足が深刻になり、御承知のとおり琵琶湖の水位を一・五メートル下げたことで毎秒四十トン以上の水を新たに送ろうという琵琶湖総合開発計画を政府が開始したわけでありまして、六〇年代の高度成長の結果は、滋賀県内も水不足、近畿全体も水不足にしたわけでありまして、つまり、工場という入れものづくりだけが先行していくようなやり方でありまして、当然こういふようなことが起こるのではないかと私も考えるのですが、政府はこの滋賀県内の水不足、近畿全体の水不足についてどういうふうにお考えですか。

○下河辺政府委員 近畿につきましては、淀川水系によりまして水源開発基本計画をすでに決定してございますが、その中で、昭和五十五年までに要します新規の水需要は約六十七・四トンというふうに推計しております。その中で都市の上水道のために必要な水は四十二・七トンというふうになっております。工業用水については、京阪神に必要な新規の需要が二十三トンというふうになっております。それに対応いたしましたとして琵琶湖から、いま御指摘いただきましたように、四十トンの水を供給するというところでございまして、この工業用水の二十三トンというものは、工業がこれから開発されるために必要な水ということではございませんで、御承知のように京阪神におきまして工業用水等のくみ上げのために地盤沈下を引き起こしておりますので、地盤沈下対策として二十三トンの水を供給することによって、地下水のくみ上げの規制に効果をあげたいという趣旨からでございます。純粹の新規需要分については、特に大阪を中心といたします京阪神地区の上水道の水の不足を補うために琵琶湖の開発をするというのが考え方の基本でございます。

○瀬崎委員 私の言ったことに対する答えになっていませんね。私が言っているのは、工場分散と称して工業団地を内陸部につくった、これが結局水不足でなかなか工場の立地が進まない、強引に工場立地を進めるために工業用水道をつくった、今度は付近の住民のほうの水が干上がってしまった、こういうことになったのです。そして、さらにより大きな視野で見れば、阪神方面への工場の集中が人口の過密を生み出して、いま説明のあったようなことになった。だからそういう点では、六〇年代の高度成長政策の繰り返しではこういうことはちよつと解決しない、新しい困難を生み出すという事例として私は指摘しているわけなんです。しかも、内陸工業団地づくりはあたかも無公害産業立地になるかのような宣伝が列島改造などで行なわれておるわけなんです、そうではないと

いろいろ証拠は琵琶湖の汚染が証明していると思
うのです。琵琶湖がPCBや重金属に汚染されて
いるという調査結果が、政府がいろいろ知識集約型
産業とかあるいはエレクトロニクス産業などだか
ら無公害だという宣伝を事実で破っていると思
うのです。結局、当然起つてくる工場排水や産業
廃棄物、こういうものに対する処置、規制がまず
先に準備されて、そこへ工業団地をつくり工場誘
致をするというんだつたらこうはならないだろう
と思うし、この場合はその無理な工場誘致があち
こちで進められるわけがないと思うのです。こう
いうことがない場合に、結局いま私が例を申し上げ
た湖南工業団地、滋賀県のようなことが起こ
る。

下水道建設がいまやっとながつけられているわ
けなんですけれども、これだつて結局、琵琶湖総
合開発という名のもとに、琵琶湖の水位を下げて
阪神工業地帯へ水を送るならば、そのかわりに下
水道の建設等々もやつてやろう。引きかえ条件で
しょう。こういう考え方のそもそもの、どこまで
いってまう生産関連優先だ、生活関連はあとか
らだ、こういう思想があると思うのです。ですが
から、もしもこれが逆になるというならば、さっき
のわずかな数字の変化を云々するのじゃなしに、
実際にまず琵琶湖の周辺の下水道の建設を政府が
責任をもってやりましょ、それからきれいな水
を下流に送りながら滋賀県内の工業立地をいたし
ましょということになるなければならぬと思
うのです。今度の地方中核都市の建設というのは私
がいま言ったような手法になるのですか。

○下河辺政府委員 工業団地をつくらせて工場誘致
に成功して、工業生産ができて所得がふえるとい
うだけの地方都市づくりは今後否定されなければ
ならないと思います。生活の基盤を整備を並行し
て進めていくということはわれわれ大いに努力し
なければならぬと思います。

○瀬崎委員 列島改造論でこういうことをいって
いますね。「昭和六十年を展望すると、資源型工
業の比重は二〇〇程度に低下し、内陸型工業の比

重が八〇〇程度に増大する」という推計がある。「こ
のうち、資源型工業の二〇〇に低下というのは絶
対生産量が低下することではないわけは、むつ小川
原での建設を政府が考えていることではつきりし
ている。だとすれば相対的に工業生産がふえて、
その八〇〇が内陸型工業になっていくという意味
なんです。いまの下河辺局長の論法からいくな
らば、こんな八〇〇の内陸型工業が可能になる
と思いませんか。どうですか。

○下河辺政府委員 二〇〇、八〇〇という議論
は、いま御指摘いただきましたように絶対量とは
無関係でございまして、基礎資源型でもまだ若
干ふえざるを得ない情勢にあると私も思ってお
りますが、しかし、御承知のように資源問題、エ
ネルギー問題、その他公害問題、いろいろな問題
があるわけで、国土の有限性ということで臨海型
の基礎資源型工業について特に重大な段階である
という認識からすれば、産業構造をかき根本的
に変えなければならぬというこれは私どもの一
つの命題ではないかと思つて、この際に、やは
り臨海部よりは内陸型の工業に依存する程度とい
うものは、構造的にいって従来よりは大きくなる
というものは事実でございまして。しかもなお、大
都市の三十キロ圏あるいは四十キロ圏の範囲に
のとおる求めることはいま不可能な状態になつ
てきているわけでございまして、全国的に適地を求
めて、先ほど申しましたような地方都市づくりと
あわせて、生活環境を重視した工業都市づくり
をしなければならぬという要請は今後非常に強
なってくるというふうに考えております。

○瀬崎委員 いまの政府の客舟にも明らかによう
に、結局、いさば矛盾したことをやろうとしてい
る。片一方では内陸型工業立地によって生活環境
を破壊してはならない、まずそれを優先してか
からなければならぬと言いつながら、しかし内陸型
に依存する割合は増加するだろうという見込みも
持っている。ですから、そこらにこの新国総法案
の持つ大きな矛盾があつて、われわれはこれに
乗つたからといっていままでの公害や過密過

疎がうまく解決するとは思えない。そういう点
で、中核都市づくりが失敗してからまたあだこ
うだということじゃ困るから、前もって私はそ
ういふ構想が間違いだということを申し上げておき
たいと思つたのです。

その内陸型工業団地をいまから初めて実現する
のではなく、政府の機関である日本住宅公団が
長年の経験と体制でやってきたわけでありま
す。それを今度は名前の変更と若干の機構改革を行
なつた新公団でやってみようというわけなんです
が、住宅公団ですでに経験済みのことが新しい公
団で成功するという保証は一体どこにあるのです
か。

○小坂国務大臣 御承知のように、今度は国土総
合開発庁というものができまして、それが主体に
なつていくわけですが、経済企画庁と環
境庁、これは合議という形ではなくて、共同し
て総理を補佐していくという形になるわけござ
います。これは、先ほどからいろいろ御指摘が
あつたような従来のやり方についてのきびしい反
省の上に立つて、その足らざる点を補つていく
ということにございまして、保証とおっしゃいま
す、これは実際やってみなければわからぬとい
う御議論が出ると思つたけれども、少なくともそ
うした失敗を繰り返さないようにするという強い
意図を持つておられることはこの法案の随所に
出ているものでございまして、御懸念のような点
はわれわれとして十分に心がけておるつ
もりでございまして。

○瀬崎委員 私がいま申し上げておるのはそ
うじゃなくて、この地方中核都市づくりには似たや
うなことは住宅公団がやってきたことなんです
けれど、それよりずっといいの、新公団に事業を
移したからといってよくいくだろうか。つま
り、新公団がやろうとする地方中核都市づくり
と、いままで住宅公団がやってきた工・住・店舗
共同団地づくりなどと、湖南団地の例をあげまし
たが、こういうことは似通つた事業なんです
そうじゃないのですか。似通つた事業ではない、

こういう新しい要素があるといわれるならば具
体的につけ加えていただいたらいと思つた。答弁願
います。

○坪川国務大臣 御承知のとおり、住宅公団は
三十年に創設されて、そしてわが国の住宅
開発、土地開発に大きな役割を果たしてまい
りましたことは事実でございまして。新たな公団に
住宅公団の住宅問題を取り次ぐということにおき
ましては、御承知のとおり、新たな公団は、
都市の人口を地方に集中いたし、そして新たな
地域開発のもとにおいて工業の団地等の開発を
やるという大きな事業でございまして、資金の上
からも、また高度な技術等も必要としてまいつ
てくるのでありまして、そうした仕事をやるのには
新公団が最もふさわしい地位にあり、また権能を
持つということ、われわれは、いままでの住宅
公団が行なつてきた業務を新たな公団において
行なうということは非常に意義が深いのではない
か、こう存しておる次第であります。

○瀬崎委員 ことばとして意義があるとお
っしゃつただけのこと、中身は何もおっしゃつて
ないのですか。

では、住宅公団の研學都市建設部門をわざわざ
新公団のほうに合併せよというねらいは何な
のですか。

○栗屋政府委員 お答え申し上げます。
国土総合開発公団を新たに設置しようとする趣
旨につきましては大臣の先ほどお話し申し上げた
とおりでございまして、地方都市の整備と
大規模な地域開発事業をあわせて行ないまして、
国土の均衡ある発展をはかり、その中核的な部
隊といたしたいという趣旨でございまして。そこ
で、筑波研究学園都市建設事業は、先生もお話
のように住宅公団でかねてやっておたわけござ
いますけれども、大規模な地域開発事業でござ
いますので、これをやはり本来の任務といたしま
す新公団でやらしたほうがよいという判断に立
つたものでございまして。

○瀬崎委員 ということは、結局新公団の母体
に

なっている工業再配置・産炭地域振興公団のほう
は本来それをやるような人材なり体制を持って
いなかった。新たにそういうものをひつつけなけ
ればならない。むしろふさわしいという点からい
うならば、住宅公団のほうに何らかの体制を強化
したほうが地域の開発をやるのにふさわしいわけ
です。私はそれをいって言うんじゃないけれど
も、論理からいってそうなるんじゃないですか。

○坪川国務大臣 瀬崎さんの論理は論理として一
応理解できますけれども、さっき申し上げました
ような立場から、新たな公団に大事なものが国の
住宅施策すべてを引き受けて、高度な技術ある
は資金、そうした立場からすべて統一していく
ほうがより意義があるというように期待をして
いたのだと考えるのでございます。

○瀬崎委員 結局わかりやすく言えば、住宅公団
よりもこの工業再配置・産炭地域振興公団のほう
が、今後の政府の国策案などで考えている開
発にふさわしい公団なんだ、そのほうが近いん
だ、こういうことなんですか。

○栗屋政府委員 基本は、ただいま先生の御指摘
がございましたように、また先ほど私から御説明
申し上げましたように、公団の性格といたしまし
て地方都市の整備とか大規模な地域開発事業を
やる専門の公団を今回設立したことになります
ので、そちらにやらすほうが適当であるとい
うことでございます。

○瀬崎委員 全く新しいものならいざしらず、工
業再配置・産炭地域振興公団という土台があるわ
けでしょう。いままでは住宅公団でやったのを工
公団に移すわけでしょう。ということは、政府の
考え方はやはり、そういう今後の開発は住宅公
でやるよりも、いままでの工配のやつてること
に近いからそちらに持っていく、そういう
ことに考えているんじゃないかという質問なん
です。

○金丸国務大臣 住宅公団は勤労者のための住宅
をつくり、宅地を造成するということが目的であ
りまして、その目的が最近かなえられないという

ところに一つの大きな政治問題もあるわけござ
います。しかし、えりを正してこの問題にはお
積極的に取り組まなければならぬ。しかし住宅
公団の仕事といたしましては、大都市の住宅、宅
地造成というような問題に専心することが
住宅公団の仕事で、いわゆる中核都市の造成とい
う問題については新たな方向でいくことが賢明な
方法であらう、こう私は考えておる次第ござい
ます。

○瀬崎委員 住宅公団のほうの話が先に 나왔
から、重ねて建設大臣にお聞きしておきたいと思
うのです。住宅公団のほうの業務を今後とも縮小
することは絶対ない、もつとどんどん、いろいろ
な困難があつても拡張していく、こういうふう
にわれわれは考えておいていいのですか。

○金丸国務大臣 住宅公団の仕事を縮小するとい
うことは考えておりません。充実に、そして勤
労者に満足できるように住宅提供、宅地提供とい
うものをしていくために専心努力をしていく考え
であります。

○瀬崎委員 いま一つ、住宅公団の側から見
て、この研学部門の切り離しについて、大臣、それ
いいと思つておられるのですか。

○金丸国務大臣 切り離すことにつきましては、
ことに職員が新たな公団に入ることについて
は、指導監督の地位におる立場としてまことに
断腸の思いがいたすわけでありまして、しかし生々
発展のためにはこれはやむを得ない。そういう
意味で、公団から新公団に移る場合にいたしまし
ても、退職してそのまま移るか、またいやだと
いう人は休職して、向こうへ移つておつても復職
ができるというふうなことも考えておるわけござ
います。

○瀬崎委員 やや大臣の構想はわかりましたが、
しかしいまの説明では、研学部門を住宅公団から
切り離さなければならぬ根拠とか、あるいは工
配・産炭地公団のほうより今後の地域開発を考
る上で適当なんだという説明にはちつともなつて
いないと思ふのです。そこを説明してほしいので

す。

○金丸国務大臣 都会を中心に住宅公団は宅地の
造成から住宅の提供ということに専心すべきで
あつて、地方中核都市の造成という問題にまで手
が伸びるという段階まではいつておらないとい
う判断のもとでございます。

○瀬崎委員 では、いまの工業再配置・産炭地域
振興公団に新しい都市づくりなどをやるような
技術者、職員というものは配置されているのです
か。またそういう経験がちゃんとあるのですか。

○栗屋政府委員 お答え申し上げます。
工業再配置・産炭地域振興公団は、その前身と
して産炭地域振興事業団でございます。産炭地域
振興事業団の大きな仕事といたしまして、石炭産
業の衰退によりまして疲弊をいたしました市町村
の振興のための工業団地等も造成しておるわけ
でございます。団地造成の経験はございます。ま
た工業再配置につきましても、工業団地もつく
ることにいたしておりますのでそういう意味の経験
は持つておると思ひます。さらに今般地方都市の
整備業務が加わることによりまして、機構、人
員等の拡大も行ないますので、重点的に技術者の
充実をはかろうと考へておる次第でございます。

○瀬崎委員 そうすると、いまのを言いかえま
すと、結局、今後の中核都市づくりというのは、先
ほどの下河辺局長の話によれば、文化都市の建設
もその中の重要な柱にあるように聞かされたけれ
ども、それは研学部門をひつつけることによつて
そういう見せかけが行なわれるのだ。実際いまで
やつてきた工配・産炭地公団のやり方からいけ
ば、どこまでも工業再配置、産炭地域振興を中心
としたものが、それが中核都市づくりの主たるパ
ターンになるのだ、こうなつてくるのですか。そ
う理解せざるを得ないと思ふのですが、この問題
にもうあまり時間もとれません。

最後に、住宅公団の労働組合自身、最近はこの
研学部門の切り離しに反対していらつしやる。こ
れは政府も御存じだと思ひます。出向などは、
するといふような態度だとも聞いております。こ
ういふふうな労働組合の意向であるにもかかわら
ず、忍びないけれども切り離すのだという大臣の
先ほどの答弁は、どうも矛盾を感じます。もう
少し職員の意見を聞くべきじゃないかと思ふので
すが、どうですか。

○金丸国務大臣 筑波学園の仕事は現在やつてお
るわけでありまして、その筑波学園の仕事に熟練
いたしておりますし、そういうような関係もこれ
ありまして、筑波学園がそちらのほうに移管され
るということでありまして、私が先ほど来申し
上げましたように、まさに断腸の思いだと言つて
おるのはその辺にあるわけでありまして。しかし
た、どうしても行くのをいやだということであ
るならば、これは考えなければならぬ問題点もあ
らうと思ふわけでございますが、向こうの完成を見
た時には住宅公団に復職できるならいいというこ
とであるならば、それでもできるような道を開く
というふうにございます。

○瀬崎委員 開発主体の問題でもう一つ気になる
のが第三セクターであります。すでに話に出てお
りますが、政府の考えとしては、今後新国総法で
いう特定総合開発としたか、あの中でする
巨大開発や地方中核都市などは、こういう第三セ
クターなどに事業をやらせるといふような方向を
考へておられるのですか。

○下河辺政府委員 総合開発を進めます際に、ど
の開発でも第三セクターが中心であるとは考へて
おりません。むしろ地方公共団体が中心になると
いうことが基本であつて、地方公共団体の開発の
仕事を補完する意味で、第三セクターなりある
いは新しくできます新公団に期待するということに
なれば、第三セクターあるいは公団を活用するとい
うことは当然考へてまいりたいと思ひます。

○瀬崎委員 第三セクターの問題を除けば、いま
の下河辺局長の答弁というのはわれわれが考へて
いる内容と一致するわけなんです、実際はそう
なつていないところに問題があると思ふのです
ね。特にむつ小川原株式会社の出資構成はもちろ
んのこと、役員構成を見ますと、これはたいへん

います。

○新井委員 いままで拠点開発方式がずつと行なわれてきて、産業基盤整備のための地域開発として、中央、地方の行政の手による公共投資がずつと行なわれてきたわけですね。それによつて、いろいろな面が進展してきて、経済の状態によつて、大体太平洋ベルト地帯に集中的に立地を加速させて現在のようになってきたわけですね。このやり方自体において結局は都市問題あるいは公害問題というものを引き起こした。そのまた半面に過疎問題というものを政策的に打たれてきたという事になると思います。そういうことから、今回そういうような面を改めていかなければ、今後幾らやっても何回も同じ轍を踏むということですね。これはもういろいろの人から指摘されたとおりにだと思ひます。この問題については時間がありませんからもうこのくらいにしておきますが、そういう面についてかつちり腹に入れてやつていた

だけなればならないということです。それからもう一つは、経済社会基本計画というのが二月十三日に閣議で決定されたわけですね。その中で、いろいろなことが中心になつてゐたわけですね。おまね四〇〇くらいいつていいますね。あるいはまた卸売物価にしてもそんなに上げないんだと。いまこの一つの目標が非常に違つてゐると思ひますけれども、そういうところの認識はどのようにされてゐますか。

○小坂国務大臣 物価の見通しとかあるいは経済の成長の度合いとか、こういうものは、率直に申し上げましてこの年の初め以来の状況はかなり私どもの予想を上回つておられます。正直にそう申し上げます。しかし私どもはこれだといつてゐるわけではもちろんございまして、何とかこの状況をおさめたいということで、財政、金融その他個別的な対策をいろいろと講じておりました。この物価上昇に立ち向かつておるわけでありまして、私も、経済社会基本計画の示す、おまね九〇％の十年間の成長あるいは物価の四〇％台と

いうようなものにつぎましては、今後この状況をおさめまして、そういうところにおさめたいというふうにして、おる次第でございます。しかしこの年になりましてからの上昇は私どもの予期に反してゐるということ率直に認めます。

○新井委員 そこでもう一つお聞きしておきたいのですが、これが二月に閣議決定されて、こういう方向でいくのだという一つの立案はできたわけですね。しかし、少なくとも物価上昇という問題については、何とかしなければならぬ、それに全力をあげます、四〇％でいきます、こういうぐあひな答弁でございますけれども、実際それができるとかどうか。それができなければ、土地問題を考へてみても、あらゆる公共投資一つ考へてみても、これはいまの経済社会基本計画そのものの、九〇兆円の予算でやるというその裏づけ的なものは全部なくなるということですね。そういう点についていかがですか。

○小坂国務大臣 九〇兆円の公共投資という中に、用地費というものは除いてあるわけですね。しかしながら、全体にいまの物価のような状況でまいると、これはなかなか困難な問題が多いといふふうに私も考へておりました。これは何しろ五年間の計画でございまして、その過程におきましてそこへおさめるような最善の努力をいたしたいと考へておる次第でございます。

○新井委員 それからもう一つ、これもこの前出た話でございますが、田中総理の日本列島改造論におけるところのGNPの伸び、その中の石油消費量であるとかあるいは鉄鋼の生産量であるとか、いろいろ出ていますが、経済社会基本計画においても出ておられます。そのほか今度産業計画懇談会がいろいろ指摘をしておられます。この指摘の内容といたしましてはよく御存じだと思いますが、鉄鋼業に關しては「一九八五年まで設備拡大は全然いらぬのである。もし万一不測の状態が起つたとなればその時に不足する鉄鋼は、いまの米国のように輸入に頼れるよう、今から海外投資による鉄鋼生産を計画すべきであらう。」このように

いつておられますね。電力についても「火力への依存率を極力低下させ、『原子力発電の開発も行なうが、並行して一次エネルギーとしての水力への依存度を極力維持すると共に、地熱、海流等新循環エネルギー源による発電も極力開発する。』このようにいつておられますね。また、この前も出ましたけれども、「妥当輸送量は、『日本列島改造論』に示された数字二〇〇億トンの四〇％に過ぎない。」というところで、極言すれば、これからの重化学工業、鉄鋼や自動車や石油化学、こういうものはこの日本の狭い国の中では考へてはいけぬのだということですね。こういうぐあひにわれわれはとるわけですね。これもわれわれが言つてゐるいは一部の学者の方が言うなら別でありますけれども、経済の主体者である方々がこういうものを——現実的にはそれは論議賛成、各論反対といふことになると思ひます。思ひますけれども、こういうことをやらなければこれからの国土保全はできないのだ、こういうぐあひにいつてゐるわけですね。こういうようなことについては一体国総法とのからみ合いでどのように考へになつていくか。

○下河辺政府委員 御指摘いただいたとおりでございます。特に石油を中心としたエネルギーについての限界性についての御提案が民間から出てゐることはいまおっしゃつたとおりであります。新しい国土総合開発法におきましては、このエネルギーの需要が先決されて、それに応ずるだけの基地をつくるという一方交通ではなくて、そのことも重要でありまして、国土がどれだけ受け立てておられるかということをチェックして将来の需要を考へておられるということが一つ今日重要であると考えておられます。

石油につきましては、全国総合開発計画におきましては約四億九千万キロリットル程度の処理量を頭に描いて基地をいかにつくつたらよいかというところを検討したわけでございます。日本列島改造論の場合には、七億五千万キロリットルというところも考へられるのではないかと御指摘が

著書の中にございますが、現在私ども、六十年で七億五千万キロリットルのエネルギー源としての石油処理を考へることは困難であるというふうに考へておられます。しかし、民間から御提案がありましたように昭和六十年に三億六千万キロリットルまでカットできるかどうかということについては、内容についてかなり検討を必要といたしますし、国際的な関係についても検討する必要があるのではなからうかという判断でございます。

○新井委員 そうしますと、田中総理が日本列島改造論の中で、昭和六十年のGNPを三百四兆円の日本の経済の規模ということ想定してゐるわけですが、可住地というのはいさゝか国土の二割、そのうちの非農地というのはいさゝか国土の二割五分、日本の二十六倍以上の面積を有する米国の国民総生産、これが一九七〇年で一兆ドルであるわけですが、その米国の経済に近い経済というものを想定してゐるわけですね。過密なき経済成長をはかりつつ、しかも公共の福祉、インフレーションをどうしてはかつていくのかということの問題になつてきますけれども、そういう面の調整というのはいさゝかどうなつてゐますか。

○小坂国務大臣 先ほどクオートされました産業計画懇談会の想定というの、たとえば石油にいたしましても三億二千万キロリットル、あるいは経済成長を一〇％程度、GNPが百八十五兆円というふうな見方をいたしておられます。田中総理個人の著書である列島改造論においては、石油の消費量が七億五千万キロリットル、成長が一〇％ぐらゐ、それでGNPが三百兆円、私ども、GNP百八十五兆円くらいに見まして、いまの石油の消費量等、GNPをそれだけ少なく見ても四億五千万キロリットルくらいになるわけでございます。どうもやはり田中総理の列島改造論に見られると同じく、実際の数字との食い違ひが産業計画懇談会の提言にもあるようでございます。そういう点から見ますと、なかなか意あつて舌足らずと申しますか、どうもやはり政府のようないろいろな調査機関を持つたものの調査でない、なか

なか実際の数字はつかみ得ないんじゃないかという感じを強くするわけでございます。

御指摘のアメリカ型の経済を一体日本でどのくらいまでやれるのかという点は、私はなかなかさうやれないというふうに思います。ハーマン・カーンという人が来て、もうすぐ日本の世紀が来るので、日本はアメリカを追い越すといっておだてた時代がありましたけれども、当時から私はそれは無理だと考えておりました。日本には日本の持つております立地条件がありまして、この狭い国土に大ぜいの人口がある。しかも三分の二以上が山である。こういう立地をかかえている日本の総合開発というものはやはり独自のものがなければならぬ、かように考えております。

○新井委員 きのう公聴会の中で公述人の方からいろいろ御意見がございました。その中で、この国総法をきめるというところは悪いことではないけれども、その前に資本や企業によるところのそういうものを規制するということが前提になる、こういうような御意見があったわけでございます。きのうの公聴会についてはお聞けなっております。思いますけれども、そういうことについてはどのようにお考えになりますか。

○下河辺政府委員 開発を進めていきます際に、たとえモーターリゼーションの限界でありますとかあるいは公害防止計画というふうなものがあるが並行して進んでいく必要があるというところは御指摘のとおりでございます。限界に対しての規制行政というものはこれからやはり開発行政と並行して強化していく必要があるという考え方でございます。

○新井委員 その場合に、たとえていいますと、土地を企業がこう利用目的で買うと言いますね。その利用目的に合うというふうなときにおいても、その中における公害の設備であるとか、そういうような内容的なこまかい部分を検討しなければ最終的にはそれがいいか悪いかわからない。たとえていいますと、この自動車はいいといつても、走ってみて非常に炭酸ガスだとか一酸化炭素

を出すということであれば、これはやはりよくないわけですね。そういうことで、結局は企業の届け出と、それからその内容というものを公開させる、好ましくないときはそれをとめてしまふ、そういうようなことが考えられるわけですね。けれども、そういう面についてはどうですか。

○下河辺政府委員 ただいま工場立地法の審査もしていただいておりますけれども、工場が立地する際に、その計画の全貌及び公害防止の計画についてできるだけ公表いたしまして、そして都道府県の責任者と企業の責任者の間においてしっかりした協定が成り立つて工業開発が進むということが適当かと存じます。

○新井委員 この法律を考えた場合に、今後日本の国の進むべき道というのは経済成長なのか公共の福祉優先なのか、これを明確にしなければならぬと思います。たびたび公共の福祉優先ということがいわれておりますけれども、「総合的」ということがこの法案の中でいわれておるわけですね。その総合的という中で過剰開発というものが生まれてくればたいへんなことになってしまふ。日本の保全か、あるいは経済成長のための総合開発か、このことについての基本的な態度についてお伺いしたいと思います。

○小坂国務大臣 結論から申し上げて、福祉優先という政策を考えております。ただ、地域の発展がなくてはやはり福祉がないわけでございますので、そういう点の総合性、斉合性を考えてまいりたいと思います。先ほど下河辺局長が申しましたように、ある工場が進出されようとする場合に、工場の責任者とその地域の責任者と十分に話し合つて、そして地域の発展にも裨益し、しかも工場も栄えるというのを考えなければならぬというふうな思っております。

○新井委員 そこで、この国総法における第一条の「目的」、それから第二条の「基本理念」というところがこの法律の一番大事なところだと思つて、この規定をただの美辞麗句で飾るということとはとんでもないこととございまして、この内容について

を少しお伺いしたいと思います。

「国土の総合的かつ計画的な利用」といわれておるわけでございますけれども、その「総合的」というものをもうちょっとかみ砕いて教えていただきたいと思います。

○下河辺政府委員 第一条「目的」におきまして、「国土の総合的かつ計画的な利用、開発及び保全を図ることを目的とする」と書いてございます。その「総合的」といいますのは、経済開発にだけ重点を置くという考え方はなくて、やはり生活の問題ということも当然でありますし、第二条の「基本理念」にも書いてありますとおり、将来の国民のための自然を保存するという角度も十分考えなければならぬということ、基本理念に盛り込まれております観念全体を含めて「総合的」ということは使っておるわけでございます。

○新井委員 その問題、また順番に言います。そうしますと、総合的ということについては、個々の問題について基本的なもう一つの理念といえますか、哲学といえますか、そういうものが一つの骨子になっていなければならないと思つておられますけれども、それについてはどのようなお考えをしておられますか。

○下河辺政府委員 必ずしも御質問の趣旨を明確につかまえて得なかつたので、御答弁がちょっと違つていくのかもしれないが、私どもはやはり問題は、国民の、あるいは地方公共団体との合意性ということも含めていま申しました基本理念が成立するということとは非常に重要なことであると考えております。

○新井委員 結局、「総合的」という一つの中にきちつとした国土保全、これが一番の理念である、こういうことが入っていないと、あとは総合的というものの解釈は、これは会社の社長が考えるのと、住宅に困っている人が考えるのと、これは全然違うわけですね。いろいろな多様化の中の要望の中で何がいままで一番引つぱつてきたかといえれば、やはり経済成長、そういうことの確保ということが、財源的にも、あらゆる面で強い作用をし

ておつた。そういうことでこちら辺がはつきりしなければならぬということであるわけでございます。いままでの国土利用のそれ自体が乱開発的に利用されて国土の荒廃を進めてきたわけですから、この中に「利用」「開発」「保全」ということが書かれています。そういう、いま局長が言われたような考え方があれば逆に、国土の保全というものを第一に考えるならば「保全」それから「開発」「利用」である、こういうふうにならなければならぬと思つていますが、いかがですか。

○下河辺政府委員 いま先生がおっしゃつた基本的な問題としての「保全」ということばの問題でございますが、私もそこを「利用、開発及び保全」と三つに分けてございまして、この三つを共通して、国土を将来のために、あるいは現在の国民生活のために、保全するということが極めてくるという考え方は一つ成り立つのではないかとこのように思つております。この利用、開発、保全と分けましたときの「保全」というのはかなり狭義の保全という意味で理解されるものと理解しております。

○新井委員 このところに、目的と理念の中に全部集約されているのだ、こういうふうな御答弁が前の委員会でも下河辺局長からあつたわけでございますけれども、その点をひとつ腹に据えてやつていただきたい、こういうふうに思つておられます。

それから、この国総法では、この基本理念として、「国土を国民の限られた資源として」、「国土の利用、開発及び保全」ということばを十分に分けて果たすことができるのか、こういう疑問があらわれますけれどもいかがですか。

○小坂国務大臣 国総法は、限りある国土とその環境を保全していくということが大きなねらいでございますが、それにはやはりいろいろな地域を分けて考えようじゃないかということで、都市については都市地域であるとか、あるいは農業地域

○下河辺政府委員　新しい国土総合開発法におきましては二つの点を考えていると申し上げること
ができるかと思ひます。一つの点は、従来の縦割
りの関係法令におきましては土地の取引の規制ま
では及んでいないということについて、今度の国
土総合開発法におきましては土地の取引段階にお
いて乱開発を防止したいという点が一つござい
ます。もう一つの点は、従来縦割りの土地利用関
係の法令が幾つございますが、それらの法令を
横に調整するという機能が必ずしも十分ではな
かったということから、知事のレベルにおきまし

ものができるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○下河辺政府委員　この「基本理念」につきましても、私どもは国の開発政策の基本的な姿勢として第二条を受け取るべきであるということを考へておるわけでございますけれども、これは実は地方公共団体が開発する場合でも、あるいは民間企業が開発事業に参画する場合においても、この基本理念は守らなければならないということを前提にこの第二条をうたっているつもりでございます。

でも、もうよくおわかりのことなんで、別の表現で申し上げますと、最近日光の太郎杉を金丸建設大臣の英断によつて切りぬことにした。訴訟している建設省自身の大臣があゝの太郎杉を切るなど言つた、あの考え方が公共の福祉であると私は考へております。

○新井委員　これから木を切らないことがその大きなあれですけれども、公共の福祉といつてもいろいろあるわけです。高速道路だつて公共の福祉ということでどんどん走つておるわけですし、新幹線だつて考え方によつたらこれも公共の福祉で

全国総合開発計画の決定権は依然として政府にあるわけです。その場合に都道府県知事の意見を聞くということがあるわけなんですけれども、最終的には国会の審議には乗らないで、そうして閣議決定をされてしまふ。その閣議決定された二つの全国総合開発計画というものが、あらゆる地域の開発において影響するようになっていくわけです。そういうことで、ここで地方の審議会だとかあるいはまた都道府県知事の意見というものがほんとうに生かされるかどうか、こういうことについては非常に疑問を持つわけですけれども、いか

がですか。

○下河辺政府委員 提案いたしました法律の中では都道府県知事の意見を聞くというところに法律の手続上とどまっておりますが、私どももいたしましては各都道府県知事からの意見を聞くということに非常に重く見ておりまして、私どもアンケート調査あるいは基礎調査を通じて実態と接触することを一方でいたしますが、知事の意見はあくまでも尊重したいと思っておりますし、知事から意見をいただきます際にはできるだけ市町村あるいはその当該都道府県の区域の事情についての詳しい御意見を承りたい。そしてそれを尊重することによって、地方との意見の交換をする努力をしたいということでございます。

○新井委員 この意見を聞くということについて前に議論があったと思いますが、とにかく国が推進してきたようないままでの実態の中で、各都道府県にはいろいろのことで計画があるわけでございます。そういう中でほんとうにそれが取り入れられるかどうかというところは、これは現実を見ないと、ことばの先ではわからないわけでございます。たとえていえば、審議会なら審議会というものを設けますけれども、この審議会には国会議員はメンバーに入れない、こういうふういにあるわけでは、どういふメンバーで構成するわけですか。

○下河辺政府委員 国土総合開発審議会におきましては、十七人以上の学識経験者及び十七人以上の関係行政機関の職員、それに地方公共団体を代表する長五人ということで、合計三十九人以上で審議会を構成するということを考えております。

○新井委員 人数はちゃんと書いてありますからわかりますけれども、その選ばれる人によつては、さっきの第三セクターじゃありませんけれども、日本じゅうの一流の財界人を集めて議論をする、そんな場合には基本理念なんか全然変わっちゃうのですよ。そうじゃありませんか。その点ちよつと答えてください。

○下河辺政府委員 説明が不十分でございましたが、

が、学識経験者十七人以上という、学識経験者の任命の際の選定の基準についての御質問かと存じますが、その際に財界人に片寄るといふことは不適当と考えております。

○新井委員 この審議会についても、実態問題、メンバーがきまらなければ、この目的あるいはまた理念というものがどういふふうになるかというところはちよつとやういふうがあるかもしれませんけれども、とにかく財界に片寄るかやういふことにならず、ほんとうに民主的な構成メンバーによつてその審議がなされるかどうか。これはこの法案を生かすか殺すかの一番大きな、大事なところだと思ふのです。そういうことでこの問題についてはよく見守っていきたいと思ふます。

〔天野(光)委員長代理退席、委員長着席〕
それから、この法案ができましたときに問題になりました、国土保全ということを中心にするということになれば当然環境庁長官の意見というものをよく聞かなければならぬわけでございます。この環境庁長官の意見については、これは補佐するということでも入っているからいいのだということとを聞いたのですけれども、環境問題についてチェックはどのようにされるのかということでございます。

○下河辺政府委員 環境問題につきまして、環境を保護するあるいは保全するという事柄につきましては、環境庁だけではなくて、開発関係者の間におきまして十分みずから環境アセスメントをいたしまして判断いたしてまいりたいと思ふますが、さらに、いまお尋ねがございましたように、組織をいたしまして環境行政との接点を求める必要があることは当然でございますので、環境行政と開発行政との接点をいかなる形で求めるかというところは内部的に相当議論があったことは事実でございます。中間の段階で、協議だけでよろしいのではないか、あるいは協議だけでは不十分で、同意を得なければいけないのではないかという議論を進めておりましたが、やはり協議、同意

ということとはつまり開発行政の外側に環境行政があるということではないかという強い御意見もいただきました。したがって私どももいたしましては、開発行政の部門と環境行政の部門が一体となって全国計画をつくる、あるいは特定総合開発計画をつくるということが適当ではないかということから、内閣総理大臣の権限につきまして補佐する立場、開発行政と環境行政とが共同で補佐するという形で、一体となって作業あるいは行政事務をつかさどることが適当だろうということから、この附則の第六条におきまして環境庁設置法の一部改正ということで明定してあるわけでございます。

○新井委員 今回の国総法は、目的、理念ということを書いてありますけれども、総理が非常な権限を持ち、その総理は何といつても、ほかの人は別として、日本列島改造論の唯一のトップの推進論者というところは間違いないわけでは、そういうことから考えまして、いま問題になっていることは、やはりいかにして国土を保全するかどうかということが先ほどの議論では一番大事だということとが言われているわけでは、したがって、環境庁長官の同意だということになれば、これは同格の人になるわけですね。補佐するということと同意というところについて、一体違ひがあるのか同じなのか、ちよつとお答え願ひたいと思ふます。

○小坂国務大臣 同意と申しますと、案がどこかにあつて、それがその人のところに来て承諾を求めるといふ形でございますが、補佐ということになりますと、その案自体の起草者として環境庁長官が入る、そしてそれを内閣で決定するというところでございます。その点でむしろ、補佐という表現ではございますけれども、環境庁長官が主体の一人である。開発と環境というものが二者一体になつて開発を進めていくというふうになると読んでいただきたと私は考えております。

○新井委員 いまままでの日本の国の開発というのは、四日市のぜんそくであるとかイタイイタイ病であるとか、あるいはまた水俣病だとか、そういう

うことではないかという問題が出てくるわけなんです。それだけじゃなくて、東京都内には光化学スモッグという警報が発令されておるわけでは、そういう中で、そういうものを繰り返さないということでは、いままでも政府としても、水島とか鹿島だとか、無公害だということをキャッチフレーズにしていろいろやってきたはずなんです。いまになつてこんなことになるはずではなかったということだと思ふのです。あるいはあつたときにこうなるんだということがわかつておつたわけだと思ふのです。いままでもこの国総法において、結局新産都市もつくっていくんだし、あるいはまた工場もつくっていくんだし、あるいはまた進められる中で、やはりそういうもののチェックといふものは、そういうものが非常に大事だということですね。

そこで、工業再配置・産業地域振興公団の繰越は、公害は技術と金で必ず解決できる、こういうふうい言つておられますけれども、まず、もしも公害といふものがチェックできてやれるというならば、いまの東京の光化学スモッグであるとか、いろいろ起こっている瀬戸内海の汚染、そういうものがこのようにならなくなるんだということを見せるほうが先じゃないかと思ふのです。したがって国総法においてはこういうふういなると思ふが、これは一つの証明になると思ふますが、いかがでございますか。

○小坂国務大臣 誤りを通じて賢くなるということとばがございすけれども、私もまさに、いままでの体験にのつとつて、今後もう少し改善していかなければならぬというふうい考えておるわけでございます。やはりある程度の量が進みますとそれが質の変化になるということもございまして、この程度ならばと思つておるのがいつしかそれが公害発生の原因になつていくというのが現実の姿だと思ふますので、そういう点をひとつ規制するということとをきびしくやらなければならぬというふうい思つておるわけでございます。すでに発生いたしておりますこの東京における光化学

スモッグの問題、あるいは瀬戸内海の汚染の問題、こういうものも、何とか現在の科学の粋を生かして解消しなければなりませんけれども、それと同時に、今後そういう問題を起さしてはいけないということもたいへん大事なことでございまして、その意味で、開発庁長官と環境庁長官が全く同じ立場でこの開発を考えていくというふうにこの国総法の中でしているような次第でございませう。

○新井委員 国総法でもう一つ見られる性格というのは、大企業本位の国土開発計画遂行の下請機関として地方自治体が利用されるのではないかと、こういうような心配があるわけです。これは「産業立地基盤の開発」あるいは「交通結節拠点の開発」、こういうことが含まれておりますけれども、列島改造の基本方針に沿う地域を特定総合開発地域に指定して自治体の協力義務を明らかにしておきます。その場合に、大資本であるとか大企業に對して土地の提供などの便宜がはかられるということ等があるのではないかと。

その一つの例は、岩手県の平石町。人口が約一万七千人ですけれども、特に産業はありません。盛岡から列車で二十三分。町当局はここに観光開発によって過疎の歯どめとして企業誘致を行なうたわけです。この町に「国土計画」が、これは西武系ですけれども、約四百六十万平米、それから「東カシ」が百七十万平米、それだけの土地を取得しているわけですが、この二社の開発基本計画に町当局が同意をいたしました。そして計画どおりの開発を実施することを条件に公有地を二社に払い下げる、それ以外の土地が必要なきには町当局が土地の取りまとめに骨を折ること、こういうふうになっているわけなんです。結局自治体は、そういう大資本がずっと入ってきた場合には、そういう手伝いをして土地を売り、そういうような開発になつてしまふというよりなことが一つあるわけなんです。

それからもう一つ、自治体と企業の力関係を比較して、非常に企業の優位性が見られるときには

自治体は企業の意のままになるというふうなことがあるわけなんです。一つの例をあげますと、岡山県の備中町。人口が約五千人でございまして、岡山から四時間、この五年間で人口が三千人減つておりまして、この近くを中国縦貫自動車道が通ることになっていて、丸紅と町とが契約をいたしました。その中で、住民のわかりかた反対があつたので、すけれども、協定が取りかわされたわけなんです。そして千三百二十万平米の土地の買収計画が立てられた。その計画内容というのは、西山部落の百五十世帯の全戸が所有地の八〇%を丸紅に提供すること、土地の買収は町当局が行なう、そして土地はレジャーランドとしての開発、従業員はその土地を提供した人から優先して採用するというようなことがいわれているわけです。現在反対同盟等ができて、土地の売買も最終的まで終了してないわけなんですけれども、こういうような問題についてこの国総法との関係等はどのようにいたしますか。

○下河辺政府委員 いま御指摘いただきました二地区の事情につきましては、それぞれ個別の事情がございましてからお答えしかねますけれども、いま御説明いただきました考え方に對しましてお答えさせていただきます。

現在過疎地域にありますが市町村の過疎対策というものは非常に御苦労のあるところであります。政府といたしましては山村振興あるいは過疎対策あるいは過疎地対策あるいは豪雪対策という形で始めておりますけれども、事態はなかなかむずかしい事情もあるわけございまして、そういう際に、関係市町村長が民間の資金あるいは民間のエネルギーを導入して何とか過疎対策について対処したいというお気持ちがある全国の市町村の中に幾つか出てきているというところは御指摘のとおりであります。そのときに起こつてまいりますいろいろな付随する悪い面につきましては、やはり自治省を中心としてかなり指導を強化しなければならぬというところで考えておるわけでございます。

が、国土総合開発法におきましては、やはり土地

の届け出制というところを通じて市町村長から知事へ上がつてきて、知事のところでそのことは是非についての判断をするということを考えておりますし、もし特定総合開発地域として指定をして開発を進めるといふことが可能であり、あるいは適当であるとするれば、その特定総合開発地域制度の中でいま御指摘いただいたような問題をチェックし得るのではないかと考えておるわけでございます。

○新井委員 現実の問題というのは、そういうところでは、一つの計画を立てる場合に非常にたいへんなことだと思つて、それからまたそれを今後解決していくこともたいへんな問題であろう。それは局長よくおわかりだと思つておるのですね。そこでいま一つ大きな問題といわれていることは、大企業が非常に土地を買占めているということになっております。いろいろデータはありますけれども、どの省でもけっこうですが、いまこれだけの土地を買占めているというデータをお持ちですか。

○高橋(弘)政府委員 私ども昨年調査いたしました東証の一部、二部上場会社企業の約千三百社についての調べでございます。これは四十四年四月から四十七年三月末までに取得しましたものが、その間に譲渡しましたものを除きまして四万一千二百五十六ヘクタールでございます。

○新井委員 一部、二部上場会社の現在の未利用地的な土地の保有、あるいはまた近年に買つておいてある、そういうことについての調査というものが本来ならば完ぺきに行なわれなければならぬと思つておるのですね。こういう国土総合開発法というものをやる場合には、一体土地利用はどうするのかわかたつてそれについては国有地だとかあるいは公有地、そしてまた買占められたものはどれだけのものがあるかというところは当然なければならぬと思つておるのですね。そういうこともまだ調査されてない。こういうことはちよつと遺憾だと思つておるのですね。結局この土地については明確でないわけなんです。いろいろ発表はありますけれどもね。

いまでもちよつと発表がありましたが、東京証券取引所の一部、二部上場会社についての調査で見れば、四十六年九月初期の和光証券調査で、千二百九十三社の保有面積は四十六万七千五百ヘクタール。四十七年八月の経企庁調査では、千三百一社中、回答七百三十三社で十二万ヘクタール。四十七年八月三十日建設省調査では、千二百二十九社中、回答した土地保有企業六百九十六社で三十三万四千七百一十一ヘクタール。こういうことになっております。さらに、四十一年四月一日以降六年間に土地取得をした企業二百九十四社の土地保有面積は四万三千七百二十六ヘクタールで、五八・六%が首都圏、近畿圏、中部圏にある、転売残の四万一千二百五十六ヘクタールの約六〇%はまだ開発に着手していない。さらに、そのうちの商品用土地は一万五千四百四十三ヘクタールで、五千三百一十一ヘクタールは市街化区域内に所在している。これらの土地の八八・七%は未利用のままである。これが土地ブームに乗つた大企業の土地買占めの断面の一部といえる。これらの数字が調査回答率から見て実際より小さいことがわかるが、その範囲だけで見ても、市街化区域内で大企業に買占められた土地は、建設省の長期構想による理想的な中高層複合住宅、一戸当たり二百平方メートルをつくるにしても二十六万五千五百戸分、同じく第二期建設五カ年計画の住宅規模、一戸当たり百八十三平方メートルで二十九万戸分に当たる。また、三大都市圏で買占められた五〇%を利用すれば六十一万七千戸が建つことになる。こういうような土地がどんどん放出されてきた場合に、今後のそういう公共福祉の前進ということになるわけなんですけれども、そういう面についてはどうのようになつておるのですね。

○下河辺政府委員 ただいま御指摘いただきましたように、法人によりまして土地買占めが相当進んでおることは事実でございますが、新しい国土総合開発法におきましては、この法人が買つた土地は、個人の所有の土地と違ひまして、必ず払い下げるとか分譲するとかあるいは活用するという動

きが間近に起こるのではないか。つまり、投機的な目的で買い占めたにいたしても、長期にわたって投機的に保有するということは法人の性格上できないと考えておりますので、やがて近い機会に、買い占められた土地の利用あるいは分譲が始まるものと考えておまして、その際に、国土総合開発法の土地取引規制あるいは開発行為の規制というものを通じて、大企業等の買い占めた土地の価格あるいは利用に關してある程度の規制措置を講じ得るものというふうに考えておるわけでございます。

○新井委員 それについても、そういう考え方はどうしようもないと思うのですけれどもね。実際問題、こちら辺が大きなネックになっておまして、それをほんとに吐き出させてちゃんとやれるということではないれば、地価の高騰というのとまらなないと思ひますね。

それからもう一つ、中国縦貫自動車道の沿道開発の關係についてお伺いしておきますが、中国縦貫自動車道の建設が進むにつれて、兵庫、岡山両県のインターチェンジを中心とする沿道での土地の買い占めがたいへん進んでおります。兵庫県下では、特に東条町では千七百八十八ヘクタール買い占められておりますが、これは町全体の三五・七％、山林の実に四五・一％が買い占められました。それから岡山県下の九市町村合計五千五百八十九ヘクタール、これは全面積の四・五％、山林の五・八％、こういうことでいろいろの人が買い占めておるわけでございます。

この自動車道による効果というのは、沿道開発効果のみではなくて、中国地方あるいは西日本の交通体系の中で重要な役割があり、インターチェンジには少なくとも大規模な流通基地の設置による経済効果というものが多大にあるわけでございますが、この自動車道の沿道の自治体についても積極的な対策や計画を持つておるわけでございます。

兵庫県では開発のイメージとして「緑の回廊——自然と文化の地域社会創造」ということをうたつ

ておりまして、その中で「いまや人間の回復と自然回復を裏証する理想的なコミュニティ建設の可能性をもつ日本における数少い地域のひとつであり、緑の回廊と呼ぶにふさわしい美しい道路でなければならぬ」というふうなイメージにしておるわけでございます。しかし、もうインターチェンジができるというか、その計画がある段階においては非常に買い占められておまして、その近所というのは地価が何倍、何十倍というふうにはね上がっているわけでございます。

先ほどお話ししたように、東条町では全面積五千一ヘクタール、買取面積は千七百八十八ヘクタール、買い占められたのが三五・八％です。山崎町が一万七千七百七十九ヘクタールに対して二・三％が買取されている。多いところで三五・八％、少ないところでも三％以上買われているというふうなところであるわけですが、この地域は都市計画区域指定外です。それからまた近畿圏整備法による開発区域外です。しかし、そういうことを兵庫県なら兵庫県だけでやるということにした、いいことだということでも集中して買われておりますけれども、こういうところについてはどのような処置をとられていくのか、お伺いしたいと思います。

○下河辺政府委員 高速道路ができ上がり、そして新幹線が建設されて、大都市からの非常に強い、週休二日などにささえられたレジャーブームが起つておる今日におきまして、やはり土地の需要が、不動産を中心とする企業によって土地の買い占めという形になってあらわれたということはいま御指摘いただいたとおりだろうと思ひますが、今度の国土総合開発法におきましては、そういったものが予想されます場合に土地の規制をしたいと思います。このようにおきまして、特定総合開発地域におきましてあらかじめ指定をし、そして指定をしてその計画を練る間の時期におきましても土地の売買について強い規制をするということを引きめたいわけでございます。岡山の事例などが再び起こらないようにという配慮をした制度である

と考えております。

○新井委員 これはもう買い占められてどうしようもないような状態でありまして、それを何とか解決するような制度でなければならぬ。これをこれからとめるといっても、もう買い占められるところは買い占められちゃつておるわけですから、これから、この国総法第六条には「土地利用基本計画を定めるもの」としておきまして、その土地利用基本計画では都市地域と農業地域、森林地域などを定めるようになっておりますが、この六条第四項によると、「都市地域は、相当規模の市街地があり、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域並びに新たに住居都市、工業都市、研究学園都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある地域」というふうなイメージにされておるわけですが、これを都市計画区域を含むのかどうか、これをお伺いしたいと思います。

○下河辺政府委員 いまお尋ねがございました、都市地域は都市計画法上の都市計画区域であるかというふうにお聞きしたようなことを前提でお答えさせていただきます。国土総合開発法におきまして土地利用区分の中の都市地域は、できるだけ都市計画法の都市計画区域と一致させる運営をしたいというふうに考えておまして、国土総合開発法で計画を練ります際に、練った時点でまだ都市計画法の適用を受けていない地域が一時的に入ってくるということもございまして、私もそのイメージをいたしました。国土総合開発法の都市地域は都市計画法によりまして都市計画区域として開発の規制をしてまいりたいという考え方でございまして、考え方は都市計画区域と一致しているものと考えております。

○新井委員 もう一度確認しますが、都市、要するに市街化区域と市街化調整区域が入るということですね。

そこでお伺いしますけれども、埼玉県知事は土地の思惑買いを封ずるために、去る五月二十二日、都市計画法による市街化調整区域の線引きを

少なくとも向こう五年間は変更しない、こういうことを発表されたわけですね。調整区域の凍結方針を打ち出したわけでございますが、新国総法案では開発促進を義務づける都市区域の中にこの調整区域を練り込んでしまふことになるわけですね。そこで、市街化を抑制すべき調整区域に對し開発が必要であるとする新国総法案は明らかに都市計画法と矛盾すると思ひますけれども、いかがですか。

○下河辺政府委員 結論から申しますと、矛盾しないという理解で法制を練つたつもりでございます。都市が健全に環境を整備する、あるいは都市の周辺を保全するという考え方は都市計画法の中でも生きておりますし、私どもの国土総合開発法の中でも、その都市の健全な発展のために開発、利用し、保全するという考え方を述べておまして、都市計画法の精神と矛盾するものではないという前提で法案を練つたつもりでございます。

○新井委員 建設大臣、これは内容をちょっと聞いてみないと開発という意味がわからないのですが、少なくともこの新都市計画法においては市街化区域を線引きいたしました、そしておおむね十年で公共施設の全部整つたりつぱな市街地にすることというので発足したと思ひます。ところが、今回の法案では調整区域も全部入るということになりますと、前の委員の方からいろいろ議論がありましたように、線引きのときに八十万ヘクタールぐらいを想定したのが百三十万ヘクタールになっているという中で、では公共事業が十年間でそれだけできるのかという問題、地方自治体との問題があつてそれだけでなく問題になっているのに、なおまたこの市街化調整区域まで発展をさすということについては、いかがお考えになりますか。

○吉田(泰)政府委員 国総法の定義でも都市計画法の都市計画区域の定義でも、開発、保全、相伴つての一体としての都市地域の整備という意味でございます。都市計画区域の全部を開発し尽くす、こういう意味ではなくて、都市計画法でいうならば中心的な区域である市街化区域を当面開

発し、その周辺は将来に備えて保全しておく、こ
ういうわけでございます。国総法の都市地域とい
うのも全く同じでありまして、文章の表現として
も「開発及び保全」ということをうたつておるわけ
でございます。

○新井委員 もう一べんちょっと確認しますけれ
ども、そうすると、この国総法においては調整区
域については保全しておくのだということですね。
それでいいのですか。

それからもう一つは、これも確認をしておきま
すが、調整区域内において、農業振興地域整備法
に基づく農業振興地域、農地確保のための事業
への転用を禁止した農業の聖域ともいべき地域が
あるわけですが、市街化を抑制すべき調整区域に
は多くの農業振興地域を含んでおるわけござい
まして、その中で、いまの答弁と同じならけつこ
うなんです、新国総法においてはそういうところ
もちゃんと保全するのだということですか。

○下河辺政府委員 新しい国総法の土地利用の中
で、都市地域については先ほど先生がおっしゃっ
たとおりであります、都市地域の中に農振法に
基づきます農業振興地域がある場合におきましては重
複して農業地域を指定したいと考えておりまし
て、都市計画法の観点と農業の振興の観点と両方
から開発行為のチェックをしたいということ、法
制上も、その両者の調整の方針について、知事
のところでも土地利用計画の中であらかじめ方針を
定めておくようにということをご予定しておるわけ
でございます。

○新井委員 次に伺いたいのですが、特別規
制地域の指定にしても、土地取引の許可制と、許
可を得ない売買契約の無効処分権限が新たに知
事に与えられるようになっておるわけですが、地
域指定は総理大臣の承認が必要である上に、第十
四条で内閣総理大臣には知事への指示権と独自の
指定あるいは解除の措置をする強力な権限が与え
られておるわけですね。そういうことで自治体の主
体的な計画が国によって変更される心配はないか
ということですが、いかがですか。

○下河辺政府委員 今度の特別規制地域制度につ
きましては、知事というところでこの権限を行使
するということが大原則でありまして、一切を知
事におまかせして適正な運営をはかっていただく
というのがこの法の精神であると思っておりますが、ご
く限られた特定の事例の場合、つまり広域的な判
断を必要とする、あるいは重大な国民の権利義務
に対する規制として非常に強いものでございませ
うから公平ということを期する意味で、必要な場
合、非常に事例を限って内閣総理大臣の権限を十
四条に明定したわけでございます、知事の適正
なる判断というもののについて内閣総理大臣が権限
を行使するというものではないうということをご考
えたいわけでございます。

○新井委員 それも具体例がないので何とも言い
ようがないのですが、変えようと思えば変えられ
る規定になっているわけですね。これは間違いな
いと思うのです。したがって、そういうところ
ろは、われわれとすれば逆に住民の声を聞いて
やっていかなければならないという立場、そうい
うことはほとんど強化しなければならぬ、こう
いうふうに思っております。それから、そういうこ
とをやることについては、地方公共団体とか住民
を無視する、それから中央本位の計画になるおそ
れがある、こういうことはいろいろ公述人の方か
らもう言われたわけですね、この中で主権在
民の民主主義の精神でやるためにはどうしても住
民の声というものを反映をしなければいけない。
そういうことでは公聴会というようにすることがあ
りますけれども、この公聴会を開くということまで
法案にうたつてきたということについて、それに
はもつといろいろなつながったものがあると思
うのです。そこら辺、ちょっと聞かしていただき
たいと思います。

○下河辺政府委員 今日の社会におきまして、地
域の方々の御発言、考え方が私どもに伝わって
くるルートというのは非常に多様であると思いま
す。これは端的にいえば新聞その他によっても伝
わってまいるということもございまして、学者の

方々の調査報告書によって伝わることもございま
すし、私どものほうからアンケートあるいは基礎
調査ということでも知る場合もございまして。さら
に法的な手続によりまして知事からの意見書を
正式にもらうという場合も出てまいります。そし
ていま御指摘いただきましたように公聴会制度と
いうことも一歩踏み込んできておりますが、私
どももいたしましては、地域の方々の意向をくむ
ためにかなり多様な方法でこれから開発行政を進
めてまいりたいということが基本的な考え方でご
ざいます。

○新井委員 そこで私は思うのですけれども、住
民参加と公開の原則、きちんとしたルールがない
と、よしんばみんな反対であつた、だけれどもそ
れは通つたではなくて、その場合にそれは通らな
いんだ。要するに、たとえていうなら、その公聴
会に集まつた人が、極端にいへば、十人いて六人が
反対した場合はそれはだめなんだ、あるいは六人
が賛成であつた場合は、これはいろいろのほかの
人の意見を取り入れてそしてそれを実行する、こ
ういうような一つのルールというものが必要じゃ
ないかと思うのです。ただ公聴会を開いた、だ
からちゃんと民主的にやつたんだということも、
ある意味の立場からいへばできると思ひます。そ
こで一つの何か計画ができる前に、こういう計画
をつくり出すというのをまず住民に言つて、そ
してそのためにまた公聴会を開いて聞く。まあい
いというところになれば今度は計画を出して、それ
でまた公聴会を開いて、またいいというところにな
ればそれを進める、そういうような一つの方式と
いいますか、そういうものがその公聴会というこ
ととの裏には考えられているのかどうかです。

○下河辺政府委員 特定総合開発地域制度を検討
いたしました際に、指定の時点と計画を決定する
時点とに分けましたのはいま御指摘いただいた点
への考え方のあらわれであるというふうにお答え
できるかと思ひます。指定をいたします際におお
むねこういうことにしたいということで、それか

ら調査なり地域の方々との話し合いを進めると
いうことで、地域指定をするという段階をまず一
つづつくりまして、その指定することについてもや
はり公聴会その他を含めた手続をするということ
をしております。その段階ではまだ計画というも
のが必ずしも明確ではないけれども、一応の考え
方を公開して指定の是非を問うということを一
度したいというふうにご考えておりました、そして指
定をいたしましたあと、本格的に計画の内容に入
りまして、計画を練る段階で指定の際と同じよう
な手続をとりまして計画を最終的にきめたいとい
うことで、やはり私どももいたしまして、できる
だけの公開制というものは守りながら地域の方々
の意向をくむという制度をここへ一歩進めたとい
う考え方をとっております。

○新井委員 日本弁護士連合会からそういう住民
参加の原則といふことが、そういうことで出てお
ります。いまのようなことをやりましてでき上
がつた案を告示し、縦覧させなければならぬ。
また住民が施策の差し止めをしたいときは、有権
者総数の十分の一以上の連署で選挙管理委員会に
申し出る。住民投票で過半数が差し止めに賛成し
たら開発計画はやめなければならぬ。こういう
ようなことで出ております。ほんとうに問題が
あつた場合にそこら辺までのことを今後やらな
ければならない、当然だと思ひますけれども、そ
こまでの考え方はどうですか。

○下河辺政府委員 ものごとをきめます際に、手
続によりまして多数決で決めるといふ原則がそれ自
体はやはり貫いていかなければならないと思ひま
すけれども、しかし少数意見を全く無視してよい
ということにはならないわけでございますので、
少数意見でありまして、その事情、内容につい
ては十分お聞きをし、調査をした上で、適切な判
断をしたいと思いますと考えます。

○新井委員 では、まだたくさんありますけれども、
公団法について伺ひしておきます。先ほど公
団の組織、機構、人員、こういうことで先の委員

のお尋ねがありましたけれども、産炭地域振興部門、工業再配置部門、それから地方都市開発部門、この三つの柱でもって開発公団ができるわけでございますが、この中で第一の産炭地域振興部門あるいはまた工業再配置部門についてはいままで継続してやっておりますから問題ないと思っておりますが、この三番目の地方都市開発部門については今後新たにやるわけですね。その中の人員、そういうものはどのように見ておりますか。

○栗屋政府委員 お答え申し上げます。

新たに地方都市開発整備関係の業務が加わるわけでございますが、これは大きく分けてまして地方都市の開発整備事業と筑波研究学園都市の建設事業に分かれるわけでございます。人員につきましても、筑波研究学園都市建設事業につきましてはまだ詳細な詰めを完全には終わっておりませんけれども、現在住宅公団で四十八年度は百三十名の定員ということになっておりますので、その百三十名に相当数を加えて事業を実施したいと考えております。また地方都市開発整備事業につきましては、別途八十人ないし百人程度の増員を考慮しておる次第でございます。

○新井委員 ちょっと確認しますが、筑波研究学園都市については住宅公団からの派遣で充てるというのですか。

○栗屋政府委員 住宅公団で、四十七年度は九十五名、事業量の増大に伴いまして定員増、合わせて現在百三十名ぐらいの定員になると聞いておりますが、その所要定員に、新公団になりまして事業量がふえます関連公共施設整備事業に要します人員を加えてやっていくという考えでございます。

○新井委員 さっき、今度できた公団において学園都市をやることのほうがいいのだというように答弁があったのですが、いままで住宅公団が、新しい、それこそ中核都市づくりの一つのモデル的なものとして何年にもわたって全力をあげてきたわけですね。それについて、今度新しく急にできたからといって、間もなくで上がるでしょう

のところを切りかえてこの公団が新しくやらなければならないという理由ですね。それを切りかえてやったら何のプラスがあるのですか。

○栗屋政府委員 先ほど瀬崎先生にも御答弁申し上げたと思いますが、従来住宅公団は、本来の任務といたしましては住宅難の著しい地域における住宅の建設、市街地の造成、そういう知識、経験を生かしまして、筑波研究学園都市の建設事業に当たっておたわけでございます。この際、国土総合開発公団を設置いたしますのは、地方都市の整備と大規模な地域開発事業を主たる任務とする専門の機関をつくるという趣旨でございますので、その設立の趣旨から見まして、新公団に筑波研究学園都市をやらしたほうが適当であるという判断をいたしましたわけでございます。従来も、既存の公団でございますとかあるいは国が行なっております事業を、新しい専門の機関をつくりましてそれに承継をされた例もございまして、それと同様の趣旨でやらすことにいたしましたわけでございます。

○新井委員 いまの答弁の内容からいきますと、別にいま住宅公団がやっていることについてそれを切り離さなければならぬ理由にはならないと思えますし、それからもう一つは、切り離れたプラスなんというものは何もない。さっきも答弁がありましたけれども、新しい公団におきましてそういう都市計画の専門家あるいは土木技術者というものは現在何名いるのですか。また予想されるのは何名ですか。

○栗屋政府委員 現在の工業再配置・産炭地域振興事業団におきましては、そういう経験者が大体六十名程度おると思っています。将来の傾向でございますが、先ほど来申し上げておりますように、地方都市の開発整備とか筑波研究学園都市、これはやはりそういう意味の都市づくりの専門家を必要といたしますので、住宅公団の御協力を得ますとともに、さらに充実をはかってまいりたいと考えておる次第でございます。

○新井委員 いま現在、そういう都市の技術者あるいはまた土木の技術者というのは六十名ぐらいいるのですか。それで、その方々では足らないから、要するに住宅公団に御援助願う、こういうことですか。——そうですね。そうしますと、結局、現在百三十名でいろいろ向こうの事業をやっているようにございまして、そのことには予定としてはその六十名から何名行くのですか。

○栗屋政府委員 現在の六十名は、産炭地域振興業務あるいは工業再配置業務の、そういう団地造成関係等を主として所掌をしておるわけでございますので、この相当数をさくわけにはいかないと考えております。筑波研究学園都市につきましては、従来とも住宅公団の職員の方で実施をされておりますので、従来その方面の経験を有した方にできる限り来ていただきたいと存じますし、さらに加えて、新公団におきまして新規採用等の道を講じまして充実をいたしたいと考えておる次第でございます。

○新井委員 それじゃ上の名前だけ変わって、あとは全部出向するということじゃないですか。要するに、住宅公団が一生懸命つくってきた、そして新しいそういう一つの都市づくりのいままで熱意を燃やしてきたけれども、とにかく新しい公団ができたからその者そのまま今度出向してやってくれ、そういうことになるだけのことでしょ。それが何かプラスがありますか。たとえていったならば、それに対する仕事の引き継ぎから、あらゆることを操作する必要があるわけですよ。まあ中核都市もどんどんつくらないければいけない、そういうことでそういう公団でやるということとはわかりますけれども、この件についていまいきうことをやるといふことはちょっとわからないですね。労働組合のほうとしても、ストをやつて、とにかくこのことについてはわれわれで責任をもつてやりたいのだ、ほんとに鏡意全力を込めてやろう、こういうぐあいに言っているわけですね。実際問題は、このいまつくっている内容というものに、これはものすごく時間がかかり

ますので、まだまだ非常に中途半端なところがたくさんあるわけですね。あとで具体的に指摘しますけれども、そこでやはり専門的に、いままで住宅公団はそれこそ技術者それからいままでの研究、そういうものの積み重ねた中でやっている。そしてその離すことについての何のプラスもない。その中でまたそういう働いている方々もわれわれでやらしていただきたいと言っている。そういうことについて建設大臣、もう一度お考えになっていただいて、この仕事については住宅公団が最後のまでやるのだというように、どうですか、そういうことについてのお考えは。

○金丸国務大臣 先ほど来から申し上げておるわけでございますが、いわゆる住宅公団の使命というものは大都市の住宅あるいは宅地造成、これがいま御期待に沿えないような状況でありますので、これに全精力を傾けていくということは当然の義務であると考えておるわけでございます。また筑波研究学園は今度新しくできる公団に一元化するということでございまして、私は断腸の思いでそれをさくということに賛成せざるを得ない、こういうことでございまして。やってもやらなくともそんなに関係はないじゃないか、こういうような仰せでございますが、私は、仕事を積極的に進行させるためには一元的に、あつちを籍を置いてというようにすることによってやっていくことが賢明な策だ、こう思っております。

○新井委員 とにかく、この公団に出向するということについて、さっき大臣は、いやだという人は行かなくてもいいのだ、それから、向こうの仕事が終わって帰りたいというなら、そのまま住宅公団のほうへ戻ることはすぐできるということだったのですが、その点どうですか。

○金丸国務大臣 いやなら行かなくてもいいということではなくて、現在建設に必要な人でありまして、その人がどうしても私は住宅公団に将来籍を置きたい、こういうことであるならば、筑波学園の完成の時には、休職で向こうへ出向して、そして帰ってくるという道はあけておく、こうい

うこととございます。

○新井委員 その点も、ほんとうに新しい公園ができて、その職員に出席しなさいというふうなことで一方的に言う。そのときについては、前の産炭地法あるいは工業再配置法の中でも、銀行員が雇われておたり、その賃金格差があつたり、いろいろ問題があつたわけですね。そういうふうなことでいろいろの面の解決をしていかなければならぬと思ひますけれども、どつちにしても、この住宅公園がいままでやってきたことについて、それを新しい公園で、メンバーはだれもいない、それをただ名前だけの、実質をとらないで、そういうことで切り離すという事は私は納得ができません。それならば、いまでもそういう公園がなかったからか、住宅公園にやってもらつていたというふうなことで、もともとそれは住宅公園が手がける問題ではなかつたというふうにも解釈できるわけですね。そういうことで、そういう面についてはよく考えていただきたい。

それからもう一つ、ここが早く建設ができるというところで、いろいろなことがありますが、まことに申しわけないのですが、これは私は行ったことがないのですけれども、図面で見たり、ちょっと写真なんか見せていただくのに、非常にいいところである、学園都市にふさわしいというところで、表面的にはそういうことがわかるわけですけれども、実際問題は、そこに伴うところの生活施設、そういうような問題については具体的にいうとものすごくおくられているわけですね。あるいはまた下水道の整備という問題についても、この問題がいま非常におくられているというのを聞いておるのですけれども、こういうような内容について御存じですか。

○小林(忠)政府委員 研究学園都市の建設は、東京都内等にあります国の試験研究機関及び大学等を集中的に移転をするという事業でございます。当然にこれを受け入れる道路、上下水道、住宅、小中学校、医療施設等々の生活関連施設等が完備した上で移転をするということがもちろん望ま

いわけでございますが、こういうような公共施設等はいずれも主として、市町村等の公共団体が整備をする責任を持つておるわけでございます。

そこで従来、国の試験研究機関がいつ、どのくらいのスピードで移転をするかということについてややはっきりしない点がございますために、受け入れ体制が非常におくられていたのでございすが、昨年来、昭和五十年一ぱいに大多数の移転が完了するという計画が確定いたしましたので、その移転前の四十九年度一ぱいまでに大体の公共施設については概成をいたすという事を決定しておりますので、予算も大体順調についております。あと事業の執行に努力をすればあまり不便をかけないでいけると確信いたしております。ただ下水道につきましては、下水道の放流方式につきまして関係市町村の間で合意がややおくられておりましたために、四十九年度一ぱいということではなかなかむずかしい情勢でございますが、五十年の出水期までには何とか完成をいたすように現在事業を進めております。

○新井委員 この下水道整備については、計画はまず二転、三転をした。当地にある麒麟麦酒であるとか、そういうところの反対があつたりいろいろしましておくれたわけですが、これが五十年の後半につくられるとしてもたいへんな問題があるわけですね。たとえていいますと、ここに住む方々の終末処理場にいたしましたも、大体十ヘクタールの下水処理場の用地があるわけですが、これも一緒に流さなければならぬ、それが計算すると十九ヘクタールくらいになる。その九ヘクタールの用地の確保というのはまだだめだつていないでしよう。そういうこととか、あるいはまた、現在もう住んでおる人がいるわけですね。移つて、向こうに住まなければならぬ。しかしながらそこには下水道というものが全然ありませんので、とにかく排水して、吸い込ます以外に手がな

い。それが五十年後半までといえは、いまだ四十八年なんですね。そういうような一つの大きなおくれがある。

それからまた、こういう事業は市町村でやるというておりましたけれども、その市町村に対する財政負担ですね。そういうものについて明確に幾ら市町村が払つたらいいのかということがまだ出てないでしよう。だから、これは国の事業です。からどんでん国がやっておりますけれども、あとで精算した場合に非常な支出をしななければいけません。すぐにも赤字再建団体に入らなければいけません。そういうような状態になる。そういうことがほんとうに市町村とも打ち合わせができて順調なあれで進んでおるといふことではないということ、そういうことはよくおわかりになっておるのですか。わからないのですか。わからないならやはりまた一つやり直さう。

○小林(忠)政府委員 関係市町村の負担がどのくらいになるかということでございますが、実はただいままでのところ、主として事業というものは住宅公園あるいは果というところの執行しておりますために、現実の市町村の負担というのは四十九年度以降に生じてくるわけでございます。市町村負担の最大のものには教育施設、小中学校の問題でございますが、関係の町村の財政というものが貧弱でございますので、とりあえず住宅公園等が立てかえて建設をし、長期にこれを市町村のほうに譲渡するというところからかと思ひますが、その段階において町村の負担が現実化してくるわけでございます。その金額がどのくらいになるかということにつきましては、現在関係町村、県等いろいろ検討しておりますが、最小限五、六十億、最大百億程度であらうかと思ひます。これにつきましては、最終的には税金の増収によりまして処置すべきものでございすが、その間、相当期間にわたりました御指摘のような赤字が生ずるおそれが十分ございますので、その間の補てん措置につきまして現在関係省庁間で協議をいたしまして、来年度には何らかの措置をするつもりでございます。

○新井委員 現地のいろいろな問題からいいますと、そういう費用負担というものは一方的に、公園が立てかえて、そしてあとになって市町村に幾らですといへばいいのですか、どうですか。

○小林(忠)政府委員 これは、立てかえはあくまで立てかえてございす。事業の責任は市町村でございす。したがって、そういうものは市町村の議会で債務負担行為その他の議決を必要とするわけでございます。

○新井委員 そうすると、その計画そのもののときいろいろのことがつきますね。それは市町村がやらなければいけない、確かにそれもありますね。ところがこゝろ辺の市町村というのは非常に財源が少なくて、その財源の少ないところ、それだけのことをやつた場合には、当然赤字になることがわかるでしよう。わかりましたから、公園のほうとしては分割払いにしてあげようとか、そういうことになっておるわけですね。しかし借金も借金です。そうするとはかの措置は何にもできないわけですね。毎年そういうことになる。十年にならば十年間できないでしよう。五年なら五年でできないでしよう。そういうことから考えて、やはり町自体をよくしていくというところからいけば町としての一つの考えがあるわけですね。そういうようなことは完ぺきに打ち合わせができておるわけですか。

○小林(忠)政府委員 筑波研究学園都市の所在いたします市町村は全部で六カ町村あるわけでございますが、個々の市町村が単独で責任を負えるものと、共同でなければならぬ種類のものがございます。たとえはごみ処理の問題でございますが、あるいは下水道の管理とか上水道の管理というものは、実は一体の都市としてでなければ建設、管理が適当でない。すなわち、そういう行政事務につきましては何らかの共同処理を必要とするわけでございます。そこで財政問題といたしまして、その際に個々の町村が別々の財政規模で運営いたします場合と、それから何らかの共同処理施設をする、あるいは場合にによりましては合併いたしました場合とでは非常に違つてござい

す。そこで、そういうような問題につきまして、現在県及び大蔵省、自治省、総理府、われわれのほうで相談を寄附りしているところでございます。

○新井委員 だから、そういうことをいま相談しているわけでしょう。それではまずいでしょう。それは現実計画ができて、大体の費用はわかるし、予算はわかるわけでしょう。建設省あるいは公団としてはこういう予算でやっていたらいいことではないかというわけでしょう。そうすると、とにかく大体このくらいの市町村あるいはまた県の負担がある。ところがそれが小さな事業じゃなくて、あれだけでいい規模になった場合に、その負担率はすごいわけですね。そういうことは何にも知らない町当局は言っているわけですね。だから、あと幾ら来るのか、とにかく国が全部出してくるのじゃないかと思っている人もあるわけでしょう。そういうところはほんとうに問題だと思ふ。あるいはまた下水道についても、あと九ヘクタールはもうあったのでしょいか。

○吉田(参)政府委員 研究学園都市関連の上でも、下水道終末処理場を利根町に設けるべく用地買収中でございますが、所要面積二十ヘクタールのうち十六ヘクタールは買収済みでございます。残る四ヘクタールにつきましては、代替地を要望されておりますのでこれを物色中という状況でございます。大体見通しは立ちつつあるという状況でございます。

○新井委員 それからあと関連施設ですね。ショッピングセンターであるとか、いろいろな生活するに足るだけのそういう関連公共施設が必要なんですけれども、そういうものも非常に必要にわかれているわけですね。したがってそういうようなことと。あるいはまた、いろいろ土地なんかを手当てした場合には、その担当の職員の方がいろいろと約束しております。これはよく問題になりますけれども、新幹線の土地を買った。そのときに、新幹線を通すとかそんなことを何も言わないで交渉して、何ができるのだといったら、あとこ

んなのができてこうなったということがよくあるのですけれども、そういう一連の公共事業を進める場合は、途中困ったからうそを言っておこうというところであつてはならないと思ふのです。そういうようなものをよく引き継ぎをしてやっていたらいいかなと思います。

○渡辺(武)委員 私は質問に入ります前に、主管大臣である小坂経企庁長官の現段階におけるこの法案の成立見通しについての御見解を承っておきたいと思ふ。

○服部委員 渡辺武三君。あとたくさん問題があつたのを保留しておりますので、聞きたいのをあれしておりますので、これを保留させていただきます。またいろいろの問題について掘り下げてやっていきたいと思ふ。

○小坂国務大臣 本法の重要性にかんがみまして、私といたしましては、皆さまの御熱心なる御討議を通じて、ぜひとも一日も早く成立させていただきたいと心から念願をいたしておる次第でございます。さはさりながら、どうも国会の終

末期を迎えまして、参議院の情勢もございまして、私の希望にもかかわらず、また服部委員長の非常な周到な行き届いた御配慮にもかかわらず、状況はきわめて楽観を許さぬというふうな気がいたしておりますが、私といたしましては、冒頭に申し上げましたように、ぜひともこの重要な法案を成立させていただきたいと心から念願をいたしておる次第でございます。

○渡辺(武)委員 大臣のお気持ちとしてはよくわかりますが、物理的に考えてそのように考えるほうが常識的であらうと私は考えざるを得ないわけでございます。したがって、あらためて次の国会なりあるいは通常国会なりに再提案をされるであらう、かように私は考えますから、本日は私自身はこまかい事務ベースの御質問はすべてそのときに譲りたい。したがって、この法案の根幹といふ二、三御質問を申し上げますので、明確にお答えをいただきたいと思ふ。したがって冒頭に、もうすでに大部分保留するということをあらかじめ申し上げておきたいと思ふ。

昨日の公聴会等を通じて、公述人八人の方々の御意見、賛成者、反対者、それぞれございまして、無条件でこの法案に賛成した方々はきわめてわずかでございまして、また絶対に反対を唱えた方も私はごく少数であつたと思ふ。したがって、賛成論者も反対論者も、願わくはこの法案をもっとよい法案にすべきではないかという御意見が大多数を占めておつたのではないかと思ふ。その中でも基本的な考え方は、やはり開発というものの対する限界というものをよくわきまなす。これは反対論者の中にも、いわゆる人間の命を尊重する、こういう立場から開発の限界を考慮しつつやっていたらいいという御意見、さらに賛成論者の中からも、経済効率をこえていわゆる周囲に害を及ぼさない限界、こういうものを把握をしなければいけない、こういう御意見があつたわけでありまして。私もこの御意見はきわめて重要な御意

見であらうかと思ふ。そこで、現在の情勢において開発の限界というものをどのようにお考えになっておるのでございましょうか。

○小坂国務大臣 非常に重要な、基本的な問題だと考えますが、私は、人間というのはやはりよりよい生活を希望するものでございまして、その意味で開発ということはそれ自体において魅力のあることではございます。しかしながらこれが行き過ぎますと、現在われわれの直面しておりますような環境汚染の問題、これとまた資源の問題も考えなければならなりませんけれども、いろいろな困難な問題が出てくるものでございまして、それには一つの限界もございまして、また開発の速度という点もたいへん大事なことでないかと思ふのでございまして。日本は申し上げるまでもなく小さな島国でございまして、三千七百万ヘクタールという非常に狭小な土地でございまして、その上、三分の二以上が山でございまして、そういう自然的環境を十分頭に入れる必要がある。しかもまた、この国を盛んにし、民生を盛んにいたしますためには、やはり資源に恵まれませんので、海外から資源を持ってくる、これを加工して付加価値をつけて、また海外に売っていく、また国内の消費に備えるということでございます。また国内の消費に備えるということでございます。また海外から持ってくる原材料にいたしまして、これは海の環境と無限でございまして、非常に海水の汚染もございまして、危険も伴います。そういうものが、一時に殺到しないような順序をつけて考えていくということが必要でございまして、その意味で国総法というものが、全体の総合的な開発計画をつくるということがやはり反対はないという原因ではないかと思ふ。さらに、この国の開発をするというふうな重要な問題なんだから、いやが上にもよい知恵を出す必要があるんじゃないかということで、この出ている法案に全面的な賛成もないということではないかというふうに考えております。問題は、開発その

ことはいんだが、環境との調和、そしてそのスピード、そうしたものの全体の計画、その点において一つのたいへん重要な問題があるというふうに思っております。

○渡辺(武)委員 開発の限界というものは、遠い将来の限界をいまの時点で選り出そうとすることはきわめて無理があるであろう。科学技術の進歩によつて、いま自然が持つておられるゆるぎの自主的な浄化作用といふものが、自然の浄化作用、それがとつてかわられるものが人工的にできるようになるならば、これはもつと変わった開発というところが考えられていくと思ひます。ところがやはり現状では自然の持つ自然浄化作用に代替するものが出ていない。つまり、自然を破壊することによつて人間の命と健康に重大な影響を及ぼして行くというわけですから、当然その辺は一番重要に考えられていかねばいけません。

そこで、私は開発ということとは悪ではないと思ひます。というのは、開発そのものにも人間環境をよりよくするための開発、これは当然あるはずでございますから、したがつて、いま現時点で考えられることは、そのような環境をよりよくする方面の開発、こういうことがやはり中心になるべきではなからうかと思ひます。残念ながら、工場再配置等の計画によつて地方に工場を再配置をいたしますと、またその周辺の工場周辺から公害という問題が起きてくるというのがいまの現実の姿であるわけでございます。したがつて、現時点で考えられる開発というのは、もうこれ以上の悪を分散させないという基本的な考え方の上に立つて考えられるべきではないであらうか。もちろん科学技術の進歩によつてそれが克服できる状態が来たときには、これはやはりまた考え直す必要があるろうかと思ひますが、いまの時点はそれより基本的な考え方を持つことが必要ではないかと思ひわけですが、いかがでございますでしょうか。

○小坂国務大臣 御指摘でございますが、私は現状より開発の余地がないというとは言えないと思ひます。このいまの環境の問題はた

いへん重要でございますし、われわれは非常に困難な問題に直面しておると思ひます。だからといって、今後の開発は望み得ないかというところではないのだと思ひます。ただ、いまのあまりに過密な開発、そういうことが行なわれておる時点におきまして、これ以上開発することはもうむずかしい、これは新たな構想に立つて考えなければならぬということがかなりあるのではないかと今思つております。

○渡辺(武)委員 もう一つは、やはり開発のしかたにも問題があると思ひます。これは建設大臣もお認めになつておられるのですが、わが国の下水道の普及率といふものは先進諸国に比べてきわめて低い、せいぜい二〇〇程度であらうかと思ひます。東京二十三区を例にとつてみても、これは五〇〇を割つておると思ひます。そういう基礎的な社会資本がおくれている、そういう状態の中で開発を進めていきますと、どうしてもやはり公害の分散ということが頭を浮かんてくるものなんです。したがつて、そのような社会的な基礎的な開発、これはもちろんあるでしよう。人間の環境を、よりよき環境を整えていくということですからあるわけでございますが、しかしいまの現状から申しますと、そのような全国平均二〇〇という下水道の普及率、そういう中においてほんとうにどんとどんと工場立地なり、そういうニューシティーなりを考へていくことだけではないであらうか。これからの開発の基本的な考え方は、むしろ生活基盤を先に十分に整備しておいて、そしてそれに伴つて、それらの進捗度とも合わせながらやはりやつていかなければいけないのじゃないか、こう考へるわけですね。したがつて、いまの現状から見ればということとは、それぞれの行なわれておる生活基盤の状況、整備状況、こういうものをやはり見てみる必要があるのではないか。一番肝心な下水道一つ見てみましても実際はそのような状況なんです。そうしますと、せつかくニュータウンとかあるいはニューシティーをつくらうとい

のはたれ流しにならざるを得ないというのがいまの現状であらうかと思ひます。

そういう意味では、いま提案をされておりますこの国総法なるものは、きわめて緊急を要するといふゆる土地利用政策といふべきか、土地利用に関する問題と、それからきわめて慎重に対処しなければならぬ開発の問題とが一緒になつて、ワンセットになつて提案をされておること自体にきわめて重要な問題がある、こう考へるわけですね。

そこで、本来ならば、そのような緊急を要する土地利用政策、あるいは土地利用の規制に関する問題は、これは当然分離をして早く提案をしなければいけない、一日も早く成立をさせなければいけない性質を持つておると思ひます。ところが一方、開発の問題は、いまも申し上げましたようにきわめて慎重を期さなければならぬ現状に置かれておる。こういうことですから、いかがでしようか、分離提案をされる御決意はございませうか。

○小坂国務大臣 この点は、過日福岡委員からも御指摘があつた点でございますが、私はかように考へております。

いまの国土の現状は、これをもつと機能的に考へてみて、先ほどから申し上げておりますこととて、開発をさらにすべきところ、その開発の度合いを調整すべきところ、あるいは開発がもう限界に達しておると思はれるところ、しかもその開発の場所の中において環境の保全をさらにやらなければならぬところ、いろいろあるわけでございますが、そういうものについて町村長や、またそれを通しての知事の意見、そういうものを聞いて全国的な一つの計画を立てるということが必要であると思ひます。その計画の中において、ここまではこの土地は地価は凍結したほうがいい、取引は凍結したほうがいいという点が出てくると思ひます。これは、この法律の非常に大きなポイントでございます。土地利用については私権をある程度制限する、いままでになかつ

た考え方を出してきておるわけでございますが、その制限のしかたは、べたにやるわけではなくて、全体を見渡して必要度の最も多いところからやつていくという考え方に立つておるので、やはりこれは切り離せないものでないか、かように思つておる次第でございます。

○渡辺(武)委員 大臣、この前の国総法、昭和二十五年に制定されましたね。昭和二十五年に国総法が制定されて、それから実際に国土総合開発計画なるものができたのが、十一年間、その長期な期間を要しておるわけですね。今度の場合も、この国総法ができ、実際は土地利用計画あるいは開発計画なるものが策定されるという期間はこの想像にかたくないのです。昨日の公述人の果知事さんの公述でも、同一土地に対する多くの人の要請があるときは調整がきわめて困難だと、知事みずからが言つておるわけですからね。したがつて、知事がつくるべき土地利用計画そのものも、これは相当な年月を要するであらうということが考へられる。そうなりますと、その間に土地はほとんど地上昇を続けていくのですよ。現実がそんなだつたでしよう。だから、土地というのは分離をして、一日も早くその高騰を防ぐような緊急的な措置をとる、強力な措置をとらなければいけないのだ。開発ということばが出るだけで土地はね上がるという現状なんです。しかも、その法律ができて実際の計画ができるまでには一体これから何年かかるかわからぬ、こういう状況の中にあつて、一方土地はほとんど値上がりをしていつてしまふ、乱開発が続けられていつてしまふという状況ですから、そういうことを考へるならば、当然それらを分離をして、打つべき手があるのだから、それを緊急的にやるべきではないかと考へるわけですね。再度お答えを願ひたい。

○小坂国務大臣 御意見のほどはよく傾聴いたします。私も実はさうなことを考へた時期もあるわけでございますが、専門家の意見をいろいろ聞いてみますと、何せこの土地取引というものは非常に多数あるものでございまして、一方におい

ては土地の供給を促進しなければならない。土地が新しく出てこないでよいということになります。全面的なフリーズもいってほしい。必要なら、必要なら、一方においては供給を促しつつ、必要なら土地は供給しながら価格を適正に維持していくということがポイントであるということ。そこをいいます。そういう点からすると、この法案の中にございますような特別規制地域という地域において、まずこれをやってみなければならぬということ。でございます。それから特別規制地域というものはどういう考え方であればいいのかという考え方が全体の国土総合開発法の構想でございまして、その中において、全体の部分として一番規制を要する地域はこれだということにしてやっています。この中のこの法案の全体の構成でございまして、その中から一部分だけ取り出してきめることはどうも不適当であるという専門家の意見に私は同調せざるを得ないという感じを持っております。次第でございまして。

○渡辺(武)委員 私に一部分だけ取り出してやりなさいと言っているのではありません。あくまでも必要な土地政策、基本的な土地政策については緊急的に設定をする必要があるのではないですか、こう言っているのです。したがって、緊急的に設定をしなければならぬ土地政策と、きわめて慎重を要する開発の問題とをワンセットにしておることには実は大きな矛盾があるのではないですか。そうしておると、過程でも、意図しておることとたいへん相反する状態が必ず出てくるであろう。それらを心配するあまり、本来ならば土地政策、基本政策がしっかりと確立をされておいて、それらに開発のみから規制を受けていくという進行状況、これが好ましいわけですから、実際はそうあるべきではないか、こう考えるのですが、いかがですか。

○小坂国務大臣 私は物価の問題について責任を持たされているわけですが、その中で一番問題はやはり地価の問題だと思つてございまして。その意味で、この国庫法を三月末につくりまして、

したときに、ぜひひとつこれが早く成立をしてと思つておりましたのでございまして、諸般の事情でなかなかこれができないということで、私もはなはだ困つたと思つておりましたが、この際、これは私のお願いでございまして、国会のいろいろな情勢は困難だと思つておられますが、この際、参議院まで通していただくことを心からお願ひを申し上げる次第でございまして。

○渡辺(武)委員 この中に中途はんばな土地政策が盛り込まれておること自身にも私は問題がある。したがって、もっと分離をして、はっきりした、確立した土地政策をほんとうはつくらなければいけないのだ。経企庁長官は物価の問題で頭を悩ましておいて、またまた国庫法が出るからそれに乗っかって、またまた土地利用規制なるものを出したというふうな形で土地問題があるわけであつて、私は基本的に土地政策なるものの確立を考えなければいけないのではないかと、こう考えるわけでございます。

またまた時間もきておりますからやめますが、ちよいとい機会ですから、一べん頭をお冷やしながら、そして十分にこの案を再検討されて、あらためて分離提案をなさいますことを強く要望いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○農務委員長 この際、理事の協議に基づき、本日付託になりました井上善方君外六名提出、土地対策緊急措置法案を議題といたします。

土地対策緊急措置法案

土地対策緊急措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 土地に関する権利の移転等及び開発行為に係る許可(第三条・第十八条)
- 第三章 土地委員会(第十九条)
- 第四章 雑則(第二十条―第二十三条)

第五章 罰則(第二十四条―第二十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、近年における土地の投機的取引の増大の傾向とこれに伴う地価の異常な高騰が国民生活の基盤を危うくし、及び国民経済に著しい弊害を与えている現状並びに土地の濫開発により自然環境等が著しく破壊されている現状にかんがみ、根本的土地政策が樹立されるまでの間における緊急措置として、土地に関する権利の移転又は設定の規制、開発行為の規制等及び買占められた土地で未利用のまま保有されているものの国による買取について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「土地に関する権利」とは、土地に関する所有権若しくは地上権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利をいう。

2 この法律において「標準価格」とは、次の各号に掲げる土地に関する権利の種類ごとに当該各号で定める価格(当該土地に関する権利の移転又は設定(対価を得て行なわれる移転又は設定に限る。以下同じ。)をしようとする者(昭和四十八年一月一日以後当該土地に関する権利の移転又は設定をした者を含む)が、当該土地について昭和四十八年一月一日以後における宅地の造成、改良等のための費用で政令で定めるものの負担をしたときは、当該負担した費用の額を加えるものとする。)をいう。

一 土地に関する権利が所有権であるとき(第二号に該当する場合を除く)は、当該土地に係る昭和四十八年度の固定資産税の課税標準となつた価格(当該土地に当該価格が存しない場合又は当該土地について地目の変更その他の政令で定める特別の事情が生じたことにより当該価格によることが不適当であると認め

られる場合においては、当該土地に類似する土地の昭和四十八年度の固定資産税の課税標準となつた価格に比準するものとして市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が土地委員会の意見をきいて定める価格とする。第二号において同じ。)

二 土地に関する権利が所有権以外のものであるとき及び土地に関する権利が所有権である場合において当該土地が所有権以外の権利の目的となつておるときは、当該土地に係る昭和四十八年度の固定資産税の課税標準となつた価格を基準として政令で定めるところにより市町村長が土地委員会の意見をきいて定める価格

3 この法律にいう「対価」とは、いかなる名目をもつてするを問はず、土地に関する権利の移転又は設定に關し授受される金銭その他のものが含まれるものとする。

4 この法律において「公共施設」とは、道路、水道その他の政令で定める公共の用に供する施設をいう。

5 この法律において「開発行為」とは、宅地の造成その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓(農地以外の土地を農地にする行為並びに通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行なう行為を除く)をいう。

第二章 土地に関する権利の移転及び開発行為に係る許可

第三条 土地に関する権利の移転又は設定をする契約(予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。)を締結しようとする場合においては、当事者は、当該土地が所在する市(特別区を含む。以下同じ。)町村の長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた後において、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、

これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。の変更（その額を減額する場合を除く。）をし、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をして、当該許可に係る契約を締結しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、農地を農地として利用するため土地に関する権利の移転又は設定をする場合、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停に基づく場合その他政令で定める場合には、適用しない。

3 第一項の許可は、条件をつけてすることができ、

4 第一項の許可を受けないで締結した土地売買等の契約は、その効力を生じない。

（許可申請の手続）

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、建設省令で定めるところにより、申請に係る土地が所在する市町村の長に提出しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の所在、地番、地目及び地積

三 移転又は設定に係る土地に関する権利の種類及び内容

四 土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額

五 土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的

六 前各号に掲げるもののほか、建設省令で定める事項

（許可基準）

第五条 市町村長は、第三条第一項の許可の申請が次の各号の一に該当すると認めるときは、許可してはならない。

一 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が、規準価格をこえていないこと。

二 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が、自己の居住の用に供する住宅を建築するためのものである場合、自己の業務の用に供する建築物を建築するためのものである場合その他政令で定める場合に該当しないものであること。

三 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が、国又は地方公共団体の土地利用に関する計画に適合しないこと。

四 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が、周辺の自然環境若しくは生活環境の保全上、又は公共施設若しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、明らかに不適当なものであること。

（土地委員会の同意）

第六条 市町村長は、第三条第一項の許可に係る処分をしようとするときは、あらかじめ、土地委員会の同意を得なければならない。

（公聴会の開催等）

第七条 市町村長は、第三条第一項の許可に係る処分をしようとする場合には、必要があるとき認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（許可又は不許可の処分）

第八条 市町村長は、第三条第一項の許可の申請があつたときは、その申請があつた日から起算して三十日以内に、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。この場合において、不許可の処分をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

3 第一項の期間内に同項の処分がされなかつたときは、当該期間が満了する日の翌日において第三条第一項の許可があつたものとみなす。

（国等が行なう土地に関する権利の移転等の特例）

第九条 第三条第一項に規定する場合において、その当事者の一方又は双方が、国若しくは地方公共団体又は日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団、地方住宅供給公社その他の公共的機関で政令で定めるもの（以下「国等」という。）であるときは、当該国等の機関が関係市町村長と協議し、その協議が成立することをもつて、同項の許可があつたものとみなす。

2 市町村長は、前項の協議をしようとするときは、あらかじめ、土地委員会の意見をきかなければならない。

（土地の利用目的の変更）

第十条 第三条第一項の許可を受けて土地に関する権利を取得した者は、当該許可に係る土地売買等の契約を締結した後、当該土地の利用目的を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

2 国等が行なう土地の利用目的の変更については、当該国等の機関が関係市町村長と協議し、その協議が成立することをもつて、同項の許可があつたものとみなす。

（土地に関する権利の買取り請求）

第十一条 土地に関する権利を有する者は、第三条第一項の許可の申請をした場合において不許可の処分を受けたとき、又は前条第一項の規定による承認を受けられなかつたときは、当該土地が他人の権利の目的となつていない場合を除き、国に対し、当該土地に関する権利を買い取るべきことを請求することができる。

2 国は、前項の規定による請求があつたときは、規準価格で、当該土地に関する権利を買い取るものとする。

（開発行為の許可）

第十二条 開発行為をしようとする者は、あらかじめ、当該開発行為に係る土地が所在する市町村の長の許可を受けなければならない。ただし、第二十二條の規定による市町村長の同意に係る開発行為については、この限りでない。

2 前項の許可は、条件をつけてすることができ、

（許可申請の手続）

第十三条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、建設省令で定めるところにより、申請に係る土地が所在する市町村の長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）の位置、区域及び規模

三 開発区域内において予定される建築物の用途

四 開発行為に関する設計

五 工事施行者（開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。）

六 前各号に掲げるもののほか、建設省令で定める事項

2 前項の申請書には、第十四条に規定する同意を得たことを証する書面、同条に規定する協議の経過を示す書面その他建設省令で定める図書を添附しなければならない。

（公共施設の管理者の同意等）

第十四条 第十二条第一項の許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に係る公共施設の管理者の同意を得、かつ、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置

される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

(許可の基準)

第十五条 市町村長は、第十二条第一項の許可の申請が次の各号の一に該当すると認めるときは、許可してはならない。

一 申請に係る開発行為が、国又は地方公共団体の土地利用に関する計画に適合しないこと。

二 申請に係る開発行為が、周辺の自然環境若しくは生活環境の保全上、又は公共施設若しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、明らかに不適当なものであること。

三 申請に係る開発区域内の土地について、災害の防止上必要な措置が講ぜられるように開発行為に関する設計が定められていないこと。

四 申請に係る開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていないこと。

(準用)

第十六条 第六条から第九条までの規定は第十二条第一項の許可について、第十一条の規定は第十二条第一項の許可の申請につき不許可の処分があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第九条第一項中「第三条第一項に規定する場合において、その当事者の一方又は双方」とあるのは、「開発行為をしようとする者」と読み替へるものとする。

(許可に基づく地位の承継)

第十七条 第十二条第一項の許可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該許可に基づく地位を承継す

る。

2 前項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を当該許可に係る市町村長に届け出なければならない。

(開発行為の廃止)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨を当該許可に係る市町村長に届け出なければならない。

第三章 土地委員会

第十九条 市町村に、土地委員会を置く。

2 土地委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 土地委員会は、前項に規定するもののほか、その市町村の区域内の土地利用に関する事項について、意見を公表し、又は市町村長に建議することができる。

4 土地委員会は、委員十五人をもつて組織する。

5 委員は、土地利用、土地の評価その他の土地に関する事項又は自然環境若しくは生活環境の保全についてすぐれた経験と知識を有する者のうちから、市町村の議会の同意を得て、市町村長が任命する。

6 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 第四項から前項までに定めるもののほか、土地委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

第四章 雑則

(監督処分)

第二十条 市町村長は、次の各号の一に該当する者に対して、第三条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を取り消し、同項の許可につけた条件を変更し、若しくは新たに条件をつけ、又は当該開発行為に係る工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、当該土地の原状回復その他必要な措置をとるべ

きことを命ずることができる。

一 詐欺その他不正の手段により、第三条第一項の許可を受けた者

二 第十二条第一項の規定に違反した者又は詐欺その他不正の手段により、同項の許可を受けた者

三 第十二条第一項の許可につけた条件に違反している者

四 前二号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負つた者又はその工事その他の行為の下請人

2 市町村長は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置をとるべきことを命じようとするときは、あらかじめ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を通知することができないときは、市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者に行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行なうべき旨及びその期限までに当該措置を行なわなければならないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行なう旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(報告、検査等)

第二十一条 市町村長は、第三条第一項の許可又は第十二条第一項の許可を受けた者その他の関係者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、当該許可に係る土地等に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の形状、利用状況若しくは開発行為の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示し

なければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(市町村長の同意)

第二十二条 国、地方公共団体又は関係行政機関は、国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)その他の法令の規定により行なう土地利用に関する計画の策定又は開発行為(開発行為を伴う事業を含む)に係る免許、許可その他の処分で政令で定めるものについては、あらかじめ、関係市町村長の同意を得なければならない。

2 市町村長は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、土地委員会の同意を得なければならない。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、第一号、第三号(第三条第一項の許可に係る場合に限る。)又は第四号に該当する者については、当該土地売買等の契約に係る土地に関する権利の移転又は設定の対価の額(対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額)が規準価格をこえる場合において当該対価の額と規準価格との差額の三倍が五百万円をこえるときは、罰金は、当該差額の三倍以下とする。

一 第三条第一項の規定に違反して土地売買等の契約を締結した者

二 第十二条第一項の規定に違反して開発行為をした者

三 詐欺その他不正の手段により、第三条第一

項の許可又は第十二条第一項の許可を受けた者

四 土地に関する権利の移転又は設定の対価として、第三条第一項の許可を受けた土地に関する権利に係る規準価格をこえて金銭（金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積るものとする。）を授受した者

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一 第十条の規定に違反して土地の利用目的を變更した者

二 第二十条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者

第二十六条 第二十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十八条 第二十七條第二項又は第十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第十九条の規定は、公布の日から施行する。

(根本的土地対策の樹立)
第二条 政府は、この法律の実施状況及び効果を勘案しつつ、土地が天与のものであつて万人がひとしくその恵沢に浴すべきものであるとの理念を基調とし、土地問題の根本的解決が環境権を含む国民の生存権確保のため最も緊要な課題

であることを深く認識し、土地所有権その他土地に関する私権は国民の生存権との調和においてのみ認められるという立場において、特に次に掲げる事項につき検討を加え、すみやかに、根本的土地対策を策定しなければならない。
一 日本国憲法第二十九条第二項の精神を時代の要請にこたへるよう拡充し、土地所有権その他土地に関する私権の自由な行使を制限し、国民の福祉及び生産に寄与する限度においてのみ土地に関する私権の行使を認めることとする措置
二 土地の私人間の取引を禁止し、私人と国家との間においてのみ土地取引を行ないうることとする土地取引の国家管理制度に関する措置

(規準価格に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の日から起算して二年間は、第五條第一号、第十一條第二項（第十六條において準用する場合を含む。）又は第二十四條中「規準価格」とあるのは、「規準価格（市町村長が政令で定めるところにより土地に関する権利の取得に要した金額として土地委員会の意見をきいて認定した額（金銭以外のものとして取得した場合に、これを時価を基準として金銭に見積つた額とし、当該土地に関する権利の移転又は設定をしようとする者が当該土地について宅地の造成、改良等のための費用で政令で定めるものの負担をしたときは、当該負担した費用の額を加えた額）が規準価格をこえるものであるときは、当該取得に要した金額」とする。
(適用除外)
第四条 この法律の施行の際すでに開発行為に着手している者については、第十二條第一項の規定は、適用しない。

(買入占められた土地の強制買収)
第五条 国は、昭和四十四年一月一日以後対価を支払つて政令で定める規模以上の土地を取得した者が当該取得した土地でこの法律の施行の際

現に保有する未利用地であるもの（当該未利用地に係る第二項第三号の権利を含む。）を買収することができる。
2 前項の未利用地とは、次の各号のいずれにも該当しない土地をいう。
一 自己の居住の用に供する住宅の用に供し、又は供することが明らかな土地
二 自己の業務の用に供する施設の用に供し、又は供することが明らかな土地
三 地上権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地で、当該権利の設定を受けた者が自己の居住の用に供する住宅の用若しくは自己の業務の用に供する施設の用に供し、又は供することが明らかなもの
四 前各号に掲げる土地のほか、政令で定める土地

3 第一項の規定は、地方公共団体又は日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団、地方住宅供給公社その他の公共的機関で政令で定めるものが所有し、又は前項第三号の権利を有する土地については、適用しない。
(買取令書の交付)
第六条 国は、前条の規定により未利用地（当該未利用地に係る前条第二項第三号の権利を含む。）を買収する場合には、次の各号に掲げる事項を記載した買取令書を作成し、これを当該未利用地の所有者に交付しなければならない。この場合において、当該未利用地に同項同号の権利が設定されているときは、当該権利を有する者に対して、買取令書を交付しなければならない。

一 当該未利用地の所有者（当該未利用地に前条第二項第三号の権利が設定されている場合にあっては、所有者及び当該権利を有する者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
二 当該未利用地の所在、地番、地目及び地積
三 買取の期日
四 対価の額
五 附則第八条第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨
六 その他必要な事項
2 国は、前項の規定による買取令書の交付をすることができない場合には、その内容を公示して交付に代えることができる。
(対価の額及びその支払方法)
第七条 前条第一項第四号の対価の額は、規準価格とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。
2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。
3 前二項に定めるもののほか、前項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。
(供託)
第八条 国は、附則第六条第一項の規定により買取令書を交付する場合において、当該未利用地又は当該未利用地に係る附則第五条第二項第三号の権利の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、当該権利を有する者に対し、建設省令で定めるところにより、対価の供託の要否を二十日以内に申し出るべき旨を通知しなければならない。
2 国は、前項の期間内に対価を供託しないでもよい旨の申出があつたときを除き、当該対価を供託しなければならない。
3 国は、前項に規定する場合のほか、次の各号に掲げる場合にも対価を供託することができ
一 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合
二 対価の支払を受けるべき者を確定することができない場合

三 差押え又は仮差押えにより対価の支払の禁止を受けた場合
(効果)

第九条 国が買取令書に記載された買取の期日までにその買取令書に記載された対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、当該未利用地又は当該未利用地に係る附則第五条第二項第三号の権利の上にある先取特権、質権及び抵当権は、消滅し、当該未利用地の所有権及び当該未利用地に係る同項同号の権利は、国が取得する。

2 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前条第二項又は第三項の規定により供託された対価に対してその権利を行なうことができる。

3 国が買取令書に記載された買取の期日までにその買取令書に記載された対価の支払又は供託をしないときは、その買取令書は、効力を失う。

(承継人に対する効力)

第十条 附則第六条の規定による買取令書の交付又は附則第八条第一項の規定による通知を受けた者について相続又は合併があつたときは、当該買取令書の交付又は通知は、当該相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人に対しても、その効力を有する。

(調査)

第十一条 市町村長は、この法律の施行後すみやかに、建設省令で定めるところにより、当該市町村の区域内に所在する土地でこの法律施行の際現に附則第五条の未利用地に該当するものについて必要な調査を行ない、その結果を書面をもつて建設大臣に報告しなければならない。

(買取した土地の利用)

第十二条 国は、附則第五条第一項の規定により買取した土地が、勤労者のための住宅の建設、社会福祉施設の整備その他国民の福祉を増進するために必要な施設の整備のために優先的に利用

用されるよう必要な措置を講じなければならない。

理由

近年における土地の投機的取引の増大の傾向とこれに伴う地価の異常な高騰が国民生活の基盤を危うくし、及び国民経済に著しい弊害を与えている現状並びに土地の過剰な開発により自然環境等が著しく破壊されている現状にかんがみ、根本的土地対策が樹立されるまでの間における緊急措置として、近年大企業等により大規模に買い占められ、未利用のまま保有されている土地の強制買収、地価の凍結を前提とする土地の売買等の許可制、土地の開発行為の許可制等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十八年度において約六千二百十億円の見込みである。

○服部委員長 ます、提案理由の説明を聴取いたします。井上善夫君。

○井上(善)議員 ただいま議題となりました土地対策緊急措置法案につきまして、日本社会党を代表いたしまして提案の理由及びその趣旨の説明を申し上げます。

まず、法案の内容に入ります前に、わが党の土地問題に対する基本的な考え方を申し上げます。そもそも土地は、本来、一般の商品のように再生産の不可能なもので、いわば天与の基本的な資源であり、国家存立の基礎たる国土そのものにほかなりません。いわば国民共通の財産であり、ひとしくこの恵沢に浴する権利を有するのでありまして、断じて一部の者の独占に放置されるべきものではないのであります。

しかるに、最近におけるわが国経済の動向は、資本の利潤追求を第一義に置き、一般国民の福祉を顧みない政府の高度経済成長政策の強行に伴

い、一方では企業及び人口の大都市集中による市街地及び都市周辺における地価の急激な高騰とこれを知らざる暴騰現象を生み、他方では国土開発を推進する政府の公共投資の成果である土地の利用価値の増大を予測した投機的な土地投資及び大企業の過剰流動性の増大と相まって、大企業の大規模な土地買い占めの現象を生じました。いまや、土地は、あらゆる企業資本にとって、飽くなき利潤追求の対象となつていっているのであります。私は、ライオンが小羊を倒してもあそび、むさぼり食う姿を連想するのであります。

さて、公共投資ないし社会資本の充実による土地の利用価値の増大による利益は、元来、社会公共に帰せられるべきものであるにかかわらず、あげて大資本によってひとり占めされているのであります。かかる状況のもとで、最大の被害者はまさに一般国民大衆であります。しかも、皮肉にも、政府の高度成長政策は、みずからが生んだ地価の高騰によってみずからの開発政策自体をも行き詰まらせているという矛盾を露呈しているものであります。思うに、資本の土地買い占めによる利潤は、公共投資の成果たる土地利用価値の増大の利益を横領する不勞所得にほかなりません。また、土地の買い占めは国民大衆にいわれなき害悪を流しているばかりでなく、その生産性を欠く投機的性格によつて資本の体質自体をもむしばむものであるといわなければなりません。

事態はすでにここまで来たのであります。いまや、われわれは、嘗々として働く国民大衆の名において、断固、土地を資本の手から大衆の手に取り返し、国民がこの天与の恩恵を受けるための徹底した変革の措置を講ずべき段階に立ち至つてい

ると思ふのであります。

このため、政府は、近い将来において、第一に、土地所有権その他土地に関する私権については、他の一般の財産権と区別し、国民一般の生存権の立場から土地の財産権の内容を限定し、財産権の内容が公共の福祉に適合するよう定められる

べきであるとの憲法第二十九条第二項の精神を時代の要請にこたえるよう拡充する立場を確立して、土地に関する私権は国民の福祉及び生産に寄与する限度においてのみ認められることとする法体制の基本的変革を行なう措置を断行すること、第二に、土地が私人間で商品のように取引されることを原則として禁止し、土地を売ろうとする者は国家に対してのみ売ることができ、土地を買おうとする者は国家からのみ買うことができることとする体制、すなわち土地取引の国家管理制度を断行することの二つの措置をとるよう早急に準備に取りかかるべきであります。

本法案は、この基本的体制の変革が断行されるまでのさしあたりの緊急措置として、第一に、ここ数年大資本の手によって買い占められた土地を国家が強制買収して広く国民のために解放する措置をとるとともに、これを勤労者を含む一般国民のための住宅の建設、社会福祉施設の整備等に計画的に利用すること、第二に、地価の凍結を前提とする土地売買等の許可制及び土地の乱開発を規制するための土地の開発行為の許可制等を定めようとするものであります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御説明いたします。

土地の売買等の許可制につきましては、次のように規定しております。

第一に、土地に関する所有権または使用収益権の移転または設定をする契約を締結しようとする場合には、当事者は、市町村長の許可を受けなければならない。この許可を受けないで締結した土地売買等の契約は無効とすることとしたしております。

なお、この許可制の対象から、農地を農地として利用するため土地に関する権利の移転または設定をする場合、民事調停に基づく場合その他政令で定める場合はこの許可制の対象から除外しております。

第二に、許可基準として、予定対価の額が規

価格をこえないこと、権利の移転または設定後に
おける土地の利用目的が自己の居住の用に供する
住宅または自己の業務の用に供する建築物を建築
するためのものであること等を定めております
が、ここで、規準価格とは、土地に関する権利が
所有権であるときは当該土地についての昭和四十
八年度の固定資産税の課税標準となつた価格に、
土地に関する権利が所有権以外のものであるとき
は別に、市町村長が定める価格に、それぞれ当該土
地についての宅地造成等の費用を加えたものと
することといたしております。

なお、この法律の施行の日から起算して二年間
は、土地に関する権利の取得に要した金額、もし
宅地造成等の費用を負担しているときは当該費用
の額を加えた額で、土地に関する権利の移転また
は設定をする契約が締結できるより、経過措置を
設けております。

第三に、土地に関する権利を有する者は、土地
に関する権利の移転または設定をする契約の締結
につき市町村長から不許可の処分を受けたときは
、国に對し、土地に関する権利の買い取り請求
ができるものとし、国は、規準価格で、当該土地
に関する権利を買い取るものとすることといたし
ております。

次に、開発行為の許可制につきましては、次の
ように規定しております。

第一に、この法律では、開発行為を、宅地の造
成その他の土地の形質の変更または水面の埋め立
てもしくは干拓とし、農地以外の土地を農地にす
る行為並びに通常の管理行為、軽易な行為その他
の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必
要な応急措置として行なう行為を除外することと
いたしております。

第二に、開発行為をしようとする者は、あらか
じめ、市町村長の許可を受けなければならないこ
とといたしておりますが、この許可の基準といた
しましては、当該開発行為が周辺の自然環境もし
くは生活環境の保全上、または公共施設もしくは

学校その他の公益施設の整備の予定から見ても
かに不適当なものでないこと、当該開発区域内の
土地について災害の防止上必要な措置が講ぜられ
るよう設計が定められていること等といたしてお
ります。

なお、開発行為につき不許可の処分を受けたと
きは、当該土地につき権利を有するものは、国に
對し、当該土地に関する権利の買い取り請求がで
きることといたしております。

次に、ただいま述べましたように、土地に関す
る権利の移転または設定をする契約及び開発行為
を市町村長の許可制といたしましたことにかんが
み、無許可でこれらの行為を行つた者または土
地に関する権利の移転または設定の対価の授受に
つき脱法行為を行つた者は、三年以下の懲役も
しくは五百万円以下の罰金に処することとし、な
お、土地に関する権利の移転または設定に関し現
実に授受された対価の額が五百万円をこえる場合
においてその差額の三倍が五百万円をこえるとき
は、罰金は、当該差額の三倍以下とすることとい
たしております。

次に、この法律は、昭和四十八年十月一日から
施行することといたしておりますが、近年、大企
業等により大規模に買い占められ、未利用のまま
保有されている土地の国による強制買収に関し、
次のように規定しております。

すなわち、国は、昭和四十四年一月一日以降対
価を支払って政令で定める規模以上の土地を取得
した者が当該取得した土地で、この法律の施行の
際、現に保有する未利用地であるもの、つまり、
自己の居住の用に供する住宅の用もしくは事務
所、事業場など自己の業務の用に供する施設の用
に供しておらず、または供することが明らかでない
土地、あるいは地上権その他の政令で定める使
用及び収益を目的とする権利が設定されている土
地で、当該権利の設定を受けた者が自己の居住の
用に供する住宅の用、もしくは自己の業務の用に
供する施設の用に供しておらず、または供するこ

とが明らかでないもの等につきまして、強制買収
することができるといたしております。

なお、この強制買収の対価の額は、昭和四十八
年度の固定資産税の課税標準となつた価格に宅地
造成等の費用の額を加えた規準価格とし、かつ、
その支払い方法としては、その全額を交付公債に
よるものとし、また、国は、強制買収により取得
した土地が、勤労者を中心とした国民のための住
宅の建設、社会福祉施設の整備、その他国民の福
祉を増進するために必要な施設の整備のために優
先的に利用されるよう必要な措置を講じなければ
ならないものとしたし、これに必要な所要の手續
等を規定した次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその趣旨
の説明であります。何とぞ慎重御審議の上、すみ
やかに御可決あらんことを願います。(拍手)

○服部委員長 以上で提案理由の説明聴取は終わ
りました。
本案に対する質疑は後日に譲ります。
次回は、公報をもつてお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。
午後五時十分散会

建設委員会議録第十九号中正誤

第二段 行 誤 正

二 四 三 公園の 半分 公園の三分
二 四 元 半分に減る速度 半分につまり減る
速度

四 二 七 整備法はなど 整備法など
八 一 三 大切され 大切にされ
九 一 末 方々を 方々の
二 二 九 おるます おります
六 二 三 都立公園 都市公園
二 三 六 指導に 指導が
四 四 八 保全法 保存法
七 一 六 日本社会党・日 日本社会党・日
共同 本共産党・革新 共同

第二十号中正誤

第二段 行 誤 正

六 六 一 三 四四六十銭 四四六十六銭
七 二 九 お答に お答えに
七 四 三 道のものか 海のものか
一 四 一 法律に基ク 法律ニ基ク
二 二 八 考れば 考えれば
二 四 八 心づまり 心づまり
三 二 五 供給 供給

昭和四十八年八月一日印刷

昭和四十八年八月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局